

## 平成27年度 第2回岡山県男女共同参画審議会 次第

日時：平成27年12月22日(火) 13:30～15:30

会場：きらめきプラザ7階 704会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 題

(1) 第4次おかやまウィズプラン（仮称）素案について

(2) その他

### 4 閉 会

#### <配付資料>

- ・ 第4次おかやまウィズプラン（仮称）素案の概要
- ・ 第4次おかやまウィズプラン（仮称）素案
- ・ 第4次おかやまウィズプラン（仮称）素案に対する意見について
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要
- ・ 第4次男女共同参画基本計画（案）の概要

## 第4次おかやまウイズプラン(仮称)素案の概要

### 1 計画策定の趣旨

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は、私たちの願いであり、また、豊かで活力ある未来を築くためにも必要不可欠なことです。

県では、その実現を県政の最重要課題の一つとし、おかやまウイズプラン21（計画期間：平成13～17年度）、新おかやまウイズプラン（計画期間：平成18～22年度）、第3次おかやまウイズプラン（計画期間：平成23～27年度）を策定し、さまざまな取組を推進してきました。

これまでの成果と課題を踏まえ、さらに一層、男女共同参画を推進するため、その基本方針や具体的な施策を示す基本計画を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

男女共同参画社会基本法第14条及び岡山県男女共同参画の促進に関する条例第10条に基づく県の男女共同参画基本計画です。

### 3 計画の期間

平成28年度を初年度とし、平成32年度を最終年度とする5年間とします。

### 4 素案の策定について

このたび、7月に決定した骨子案について、岡山県男女共同参画審議会や男女共同参画推進センター運営委員会などご意見をいただき、素案を取りまとめました。

### 5 第4次おかやまウイズプラン(仮称)素案の特徴

#### (1) 基本目標と重点目標

- 県民にとって分かりやすくなるよう、3つの「基本目標」に整理し、その下に、14の「重点目標」を記載
- 現状と課題や社会情勢を踏まえ、4つの新たな施策を追加。

#### **基本目標Ⅰ** 男女共同参画社会の基盤づくり

##### 重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- 施策の方向
- ①社会制度・慣行の見直し
  - ②社会的気運の醸成

##### 重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

- 施策の方向
- ①情報収集・提供、調査・研究等の充実
  - ②男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施

### 重点目標 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

- 施策の方向 ①学校における男女平等に関する教育・学習の推進  
②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進  
③地域における男女平等に関する教育・学習の推進

### 重点目標 4 男性にとっての男女共同参画の推進

- 施策の方向 ①男性にとっての男女共同参画の推進  
**追加** ②男性の「働き方」に対する意識改革

### 重点目標 5 若い世代における男女共同参画の推進

- 施策の方向 ①若い世代における男女共同参画の推進

## 基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

### 重点目標 6 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 施策の方向 ①男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進  
②被害者への相談・支援・救済体制の充実  
③若年層への予防啓発、デートDV対策の推進  
**追加** ④関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

### 重点目標 7 情報化社会における女性の人権の尊重

- 施策の方向 ①女性の人権を尊重した表現の促進  
②高度情報化社会への対応

### 重点目標 8 生涯を通じた女性の健康支援

- 施策の方向 ①性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等  
②生涯を通じた女性の健康支援

### 重点目標 9 生活困難を抱える人々への支援

- 施策の方向 ①ひとり親家庭等の自立支援  
②男性の孤立防止、日常生活等の自立支援  
③高齢者、障害のある人等の自立した生活に対する支援

## 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

### 重点目標10 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 施策の方向 ①行政分野における女性の参画促進  
②教育分野における女性の参画促進  
③民間企業における女性の参画促進

### 重点目標11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大

- 施策の方向 ①さまざまな分野(医療・科学・防災など)における女性の活躍の場の拡大  
②さまざまな産業(農林水産業・自営業など)における女性の活躍の場の拡大

## 重点目標12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向 ①男女の均等な機会と待遇の確保の促進

**追加** ②女性が働き続けることのできる環境づくり

## 重点目標13 女性のチャレンジ支援

施策の方向 ①職業能力開発と能力発揮の支援の充実

②創業を志す女性への支援

**追加** ③子育て中の女性への就職支援

## 重点目標14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

施策の方向 ①職業生活と家庭・地域生活の両立支援

②多様なライフコースに対応した子育て・介護支援体制の充実や環境整備

③社会的気運の醸成

### (2) 数値目標の設定

- 施策の効果が検証できるよう、基本目標(表内◎)と重点目標(表内○)の数値目標を分け、体系的に20の数値目標を設定。

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

数値目標	策定時	目標値
◎ 県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の満足度の平均点	2.83点 (H27.11)	3.08点 (H32)
○ 家庭教育相談員の養成数	903人 (H26)	1,050人 (H32)
○ 男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	23.9% (H26)	30.0% (H32)
○ 県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の20代及び30代における満足度の平均点	2.81点 (H27.11)	3.06点 (H32)

#### 基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

数値目標	策定時	目標値
◎ DV防止基本計画策定市町村数	16市町村 (H27.4)	27市町村 (H32)
○ 高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	44.3% (H26)	65.0% (H32)
○ フィルタリング奨励宣言店舗数	172店舗 (H27.10)	222店舗 (H32)
○ 学校行事や学級活動、ホームルーム活動等において性に関する教育を実施している割合	96.8% (H26) 94.2% (H26) 86.3% (H26)	100% (H32) 100% (H32) 100% (H32)

○女性のがん検診の受診率	(乳がん)	<b>46.6%</b> (H25)	<b>50.0%</b> (H31)
	(子宮頸がん)	<b>46.9%</b> (H25)	<b>50.0%</b> (H31)
○自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)		<b>17.0人</b> (H26)	<b>14.4人</b> (H32)

### 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

数値目標	策定時	目標値	
○女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	<b>53.8%</b> (H26)	<b>59.3%</b> (H32)	
○県の審議会等委員の女性比率	<b>36.7%</b> (H27.4)	<b>40.0%</b> (H32)	
○管理職における女性比率	(一般職公務員／課長級以上)	<b>9.3%</b> (H26)	<b>13.0%</b> (H32)
	(教育職公務員／教頭以上)	<b>21.9%</b> (H26)	<b>25.0%</b> (H32)
	(民間企業／係長級以上)	<b>18.2%</b> (H24)	<b>25.0%</b> (H30)
○復職した女性医師数	<b>77人</b> (H22～26累計)	<b>173人</b> (H22～32累計)	
○女性消防団員数	<b>592人</b> (H27.4)	<b>650人</b> (H32)	
○農家における家族経営協定締結戸数	<b>527戸</b> (H26)	<b>650戸</b> (H32)	
○商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率	<b>12.6%</b> (H27.4)	<b>18.0%</b> (H32)	
○県が実施する女性を対象とした就職面接会で就職した女性の人数	—	<b>50人</b> (H32)	
○育児休業取得率	(女性)	<b>85.6%</b> (H24)	<b>90.0%</b> (H30)
	(男性)	<b>4.3%</b> (H24)	<b>8.0%</b> (H30)
○「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	<b>572箇所</b> (H27.10)	<b>750箇所</b> (H32)	

## 6 策定スケジュール

平成27年11月	総務委員会 (素案公表)
	パブリックコメント実施 (11月13日～12月14日)
12月	男女共同参画審議会 (案に向けた協議)
平成28年2月	総務委員会 (パブリックコメント結果報告、案公表)
3月	第4次おかやまウィズプラン (仮称) 決定

～ 男女が共に輝くおかやまづくり ～

# 第4次おかやまウィズプラン（仮称）

## 素案

平成27年11月

岡山県



## 第1章 計画の趣旨

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1

## 第2章 本県における男女共同参画の現状と課題

1	これまでの経緯	2
2	現状（第3次おかやまウイズプランにおける数値目標の達成状況）	2
3	課題	4

## 第3章 計画の概要

1	目標	10
2	基本的な視点	10
3	計画の体系	11
4	数値目標	13

## 第4章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	15
重点目標2	男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進	16
重点目標3	学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進	17
重点目標4	男性にとっての男女共同参画の推進	18
重点目標5	若い世代における男女共同参画の推進	19

### 基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

重点目標6	男女間のあらゆる暴力の根絶	22
重点目標7	情報化社会における女性の人権の尊重	24
重点目標8	生涯を通じた女性の健康支援	25
重点目標9	生活困難を抱える人々への支援	27

### 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

重点目標10	政策・方針決定過程への女性の参画促進	29
重点目標11	さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大	32
重点目標12	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	34
重点目標13	女性のチャレンジ支援	35
重点目標14	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	36

## 第5章 計画の総合的な推進

		41
--	--	----



# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は、私たちの願いです。そして、少子化・高齢化の進行や景気の低迷などによる閉塞感を打破し、豊かで活力ある未来を築くために必要不可欠なことでもあります。

本県では、男女共同参画社会の実現を県政の最重要課題の一つと位置付け、平成13(2001)年に「おかやまウィズプラン21」、平成18(2006)年に「新おかやまウィズプラン」、平成23(2011)年に「第3次おかやまウィズプラン」を策定し、さまざまな取組を推進してきました。この間、固定的な性別役割分担意識の一定の改善や女性の社会進出などについての成果も見られる一方、男女間で依然として意識差が存在するものもあります。また、地方創生や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の成立といった新たな動きも踏まえながら、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などについては、今まで以上に重点的に取り組むべき課題となっています。

こうした状況を踏まえ、真の男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、計画的かつ総合的に推進するため、第4次となる県の男女共同参画基本計画「第4次おかやまウィズプラン」を策定します。

県民、ボランティア・NPOや事業者・企業、国・市町村などさまざまな立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら、男女共同参画社会の実現に全力で取り組んでいきます。

## 2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び岡山県男女共同参画の促進に関する条例第10条に基づく県の基本計画であり、男女共同参画を推進するための基本方針や具体的な施策を示しています。

また、女性活躍推進法が平成27(2015)年8月に成立し、「県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」の策定が県の努力義務とされました。これを受け、本計画の基本目標Ⅲ「男女が共に活躍する社会づくり」の部分を女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づく「岡山県女性活躍推進計画」と位置付けます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成28(2016)年度を初年度とし、平成32(2020)年度を最終年度とする5年間とします。

## 第2章 本県における男女共同参画の現状と課題

### 1 これまでの経緯

#### (1) 国における取組

日本国憲法は、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和を基本理念とし、第13条では個人の尊重をうたい、第14条では法の下での平等を保障しています。

男女共同参画社会の実現に向けて、国では、昭和50(1975)年の国際婦人年を契機に世界的な動きとも連動しながら、男女雇用機会均等法などの整備を進め、昭和60(1985)年に女子差別撤廃条約を批准、平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法を施行、法に基づく国の計画として、平成12(2000)年に第1次、平成17(2005)年に第2次、平成22(2010)年に第3次をそれぞれ策定するなど、関連施策の推進が図られてきました。

また、平成27(2015)年には、女性活躍推進法が、成立しました。

#### (2) 本県における取組

本県においても、世界や国内の動きを背景に取組を進めてきました。平成9(1997)年4月に、知事を本部長とし、全部局長で構成する岡山県男女共同参画推進本部を設置し、全庁的な推進体制を整備しました。さらに、平成11(1999)年4月に、男女共同参画社会づくりを推進するための拠点施設として岡山県男女共同参画推進センターを開設しました。なお、この男女共同参画推進センターは「男女が共に」という意味を込めて、愛称を「ウィズセンター」としています。

平成13(2001)年3月には「おかやまウィズプラン21」(計画期間：平成13(2001)年度～平成17(2005)年度)を県の基本計画として策定し、同年10月に「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行、平成18(2006)年3月に、第2次の基本計画「新おかやまウィズプラン」(計画期間：平成18(2006)年度～平成22(2010)年度)、平成23(2011)年3月に、第3次の基本計画「第3次おかやまウィズプラン」(計画期間：平成23(2011)年度～平成27(2015)年度)を策定し、県民、ボランティア・NPOや事業者・企業、そして国・市町村と共に、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

### 2 現状(第3次おかやまウィズプランにおける数値目標の達成状況)

第3次おかやまウィズプランでは、取組の効果が検証できるよう、平成27(2015)年度を目標年次とする32の数値目標を設定していました。

平成26(2014)年度までの達成状況は次のとおりです。

### 第3次おかやまウィズプランの数値目標の達成状況

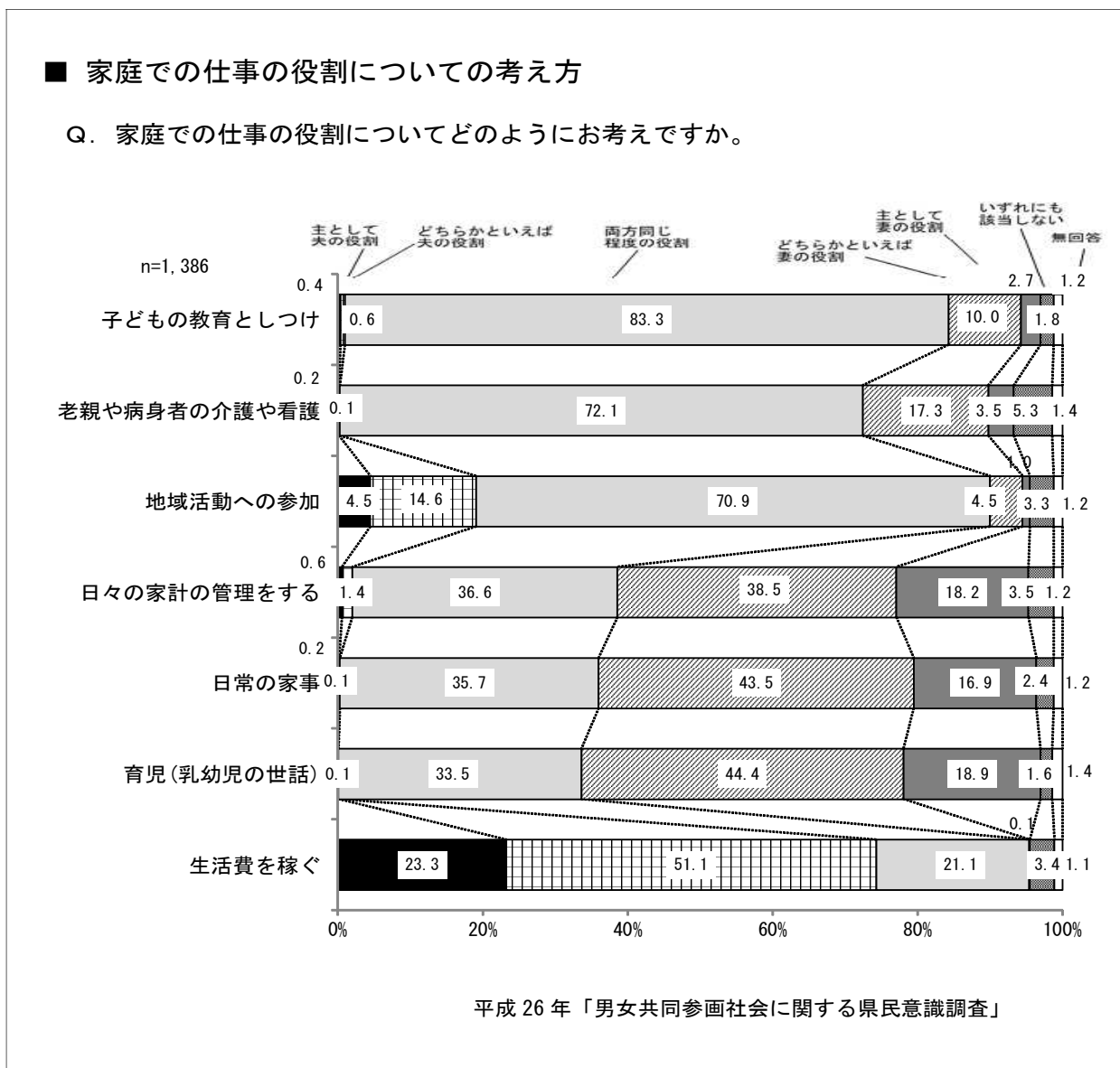
基本目標	項目番号	数 値 目 標	計画策定(改定)時	現況値	目標値	
I 意 づ 男 識 く 女 の り 共 改 同 革 向 け 参 画 画 た 社 会	1	ウィズセンター実施事業の参加者数	24,886人 (H21)	28,212人 (H26)	毎年度4万人以上	
	2	男女がともに能力を発揮して活躍できる地域に関する満足度	23.6% (H25)	11.4% (H26)	28% (H27)	
	3	公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒数	4,026人 (H21)	4,864人 (H26)	5,000人 (H27)	
	4	職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	21校 (H21)	86校 (H26)	90校 (H27)	
	5	ウィズセンター実施事業の参加者数における男性比率	19.9% (H21)	23.9% (H26)	25% (H27)	
II 参 参 画 画 の 的 推 推 進 進 分 分 野 野 へ へ の 男 女 女 共 共 同 同	6	県の審議会等委員の女性比率	37.4% (H22.4)	36.7% (H27.4)	46% (H27)	
	7	管理職における女性比率(一般職公務員/課長級以上)	8.3% (H22.4)	9.3% (H26.4)	13% (H27)	
	8	管理職における女性比率(教育職公務員/教頭以上)	23.6% (H22.4)	21.9% (H26.4)	25% (H27)	
	9	管理職における女性比率(民間企業/係長級以上)	14.9% (H21.12)	18.2% (H24.10)	27% (H27)	
	10	男女共同参画推進リーダー養成研修会修了者数	363人 (H14～21累計)	504人 (H14～26累計)	570人 (H14～27累計)	
	11	復職した女性医師数	一人 (H21)	77人 (H22～26累計)	100人 (H22～27累計)	
	12	女性消防団員数	423人 (H22.4)	592人 (H27.4)	600人 (H27)	
III 社 男 会 女 の 女 構 人 築 権 が 尊 重 重 さ 重 れ 重 ら 重 れ 重 る 重	13	高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	45.6% (H24)	44.3% (H26)	64% (H27)	
	14	DV防止基本計画策定市町村数	2市町村 (H22.4)	16市町村 (H27.4)	23市町村 (H27)	
	15	学校において、児童、生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施	(小学校)	88.4% (H21)	96.8% (H26)	100% (H27)
			(中学校)	81.8% (H21)	94.2% (H26)	100% (H27)
			(高校)	76.6% (H21)	86.3% (H26)	100% (H27)
	16	女性のがん検診の受診率	(乳がん)	15.1% (H20)	29.6% (H25)	30% (H27)
			(子宮頸がん)	21.5% (H20)	34.4% (H25)	30% (H27)
17	地域包括支援センターの専門職員数	317人 (H21)	355人 (H26)	384人 (H27)		
IV ラ 仕 イ 事 フ と ・ 生 パ 活 ラ の ン バ ス ラ の 調 ス 和 ( の ワ 実 ー 現 ク ・	18	女性の育児休業取得率	85.3% (H21)	85.6% (H24)	90% (H27)	
	19	男性の育児休業取得率	0.7% (H21)	4.3% (H24)	6% (H27)	
	20	延長保育を実施する保育所数	296箇所 (H21)	318箇所 (H26)	321箇所 (H27)	
	21	病児・病後児保育の実施箇所数	32箇所 (H24)	37箇所 (H26)	55箇所 (H27)	
	22	保育所入所待機児童数	68人 (H25.4)	393人 ※ (H27.4)	13人 (H27)	
	23	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村 (H21)	15市町村 (H26)	16市町村 (H27)	
	24	おかやま地域子育て支援拠点数	95箇所 (H21)	173箇所 (H26)	180箇所 (H27)	
	25	「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	176箇所 (H21)	557箇所 (H26)	630箇所 (H27)	
V あ 男 ふ 女 れ 共 る 地 地 域 域 支 支 援 社 会 会 づ づ 活 活 づ き づ り	26	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	50% (H24)	53.8% (H26)	54% (H27)	
	27	ウィズセンターが行うキャリアアップ講座受講者の就職率	29.5% (H21)	57.9% (H26)	70% (H27)	
	28	農家における家族経営協定締結戸数	380戸 (H21)	527戸 (H26)	490戸 (H27)	
	29	認定農業者の女性比率	8.4% (H21)	8.7% (H26)	10% (H27)	
	30	農業委員の女性比率(選任委員)	2.3% (H21)	24.6% (H26)	20% (H27)	
	31	商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率	4.0% (H22.4)	12.6% (H27.4)	10% (H27)	
	32	男女共同参画社会の形成の促進を図ることを活動目的としているNPO法人の認証数	98法人 (H24)	111法人 (H26)	109法人 (H27)	

### 3 課題

第3次おかもやまウィズプランの数値目標の達成状況、平成26(2014)年に本県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」や国及び県の各種統計などから、次のような課題が明らかになりました。

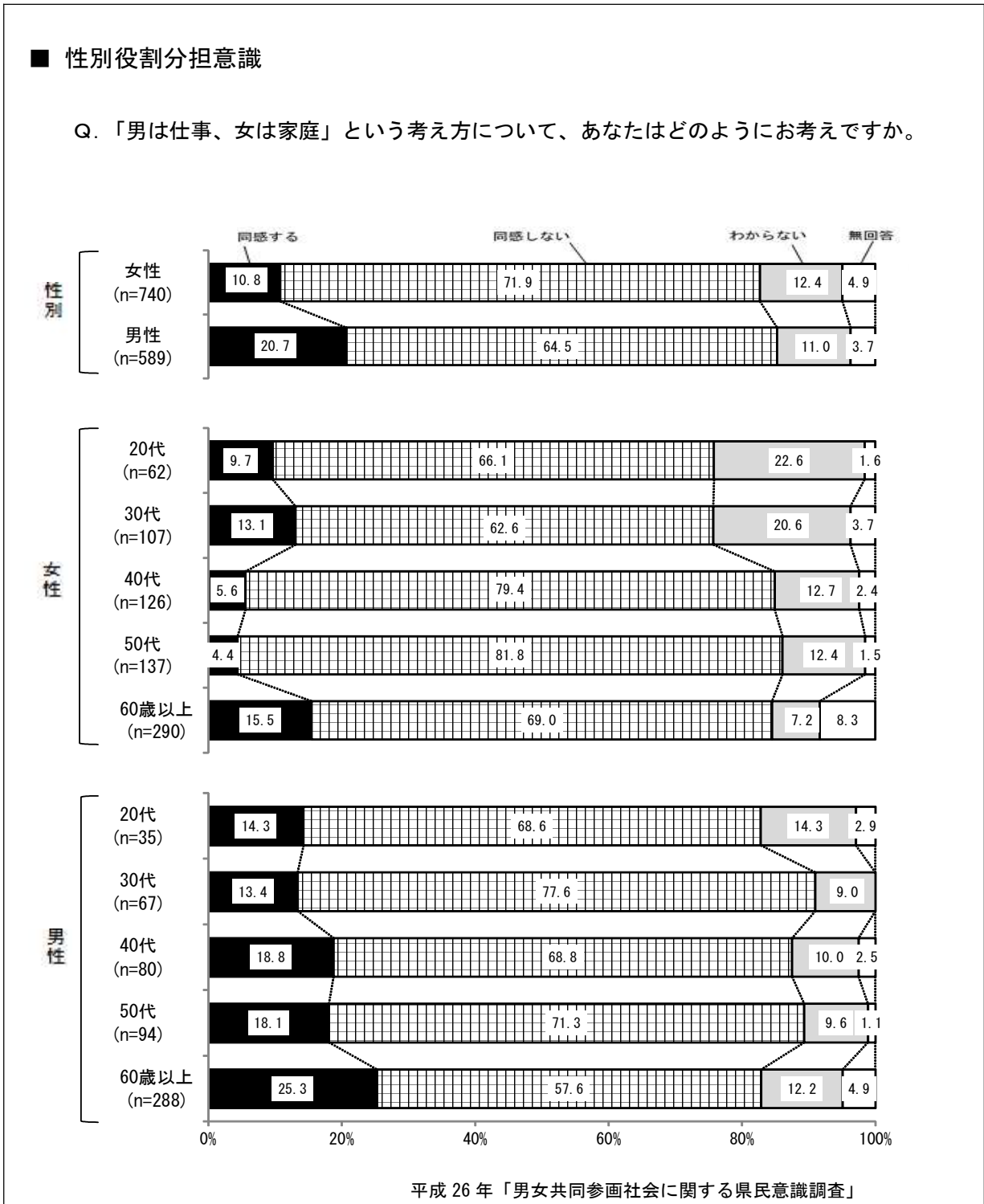
#### (1) 男性に着目した意識改革

- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識について、男性の意識改革が十分にできていません。
- 男性は、長時間労働の常態化による時間的な制約などから、育児・介護など家庭生活や地域活動に十分参画できていません。
- 男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性も生きやすく暮らしやすい社会を築くことであるという認識を広める必要があります。
- 特に、男性の「働き方」に対する意識改革を行う必要があります。



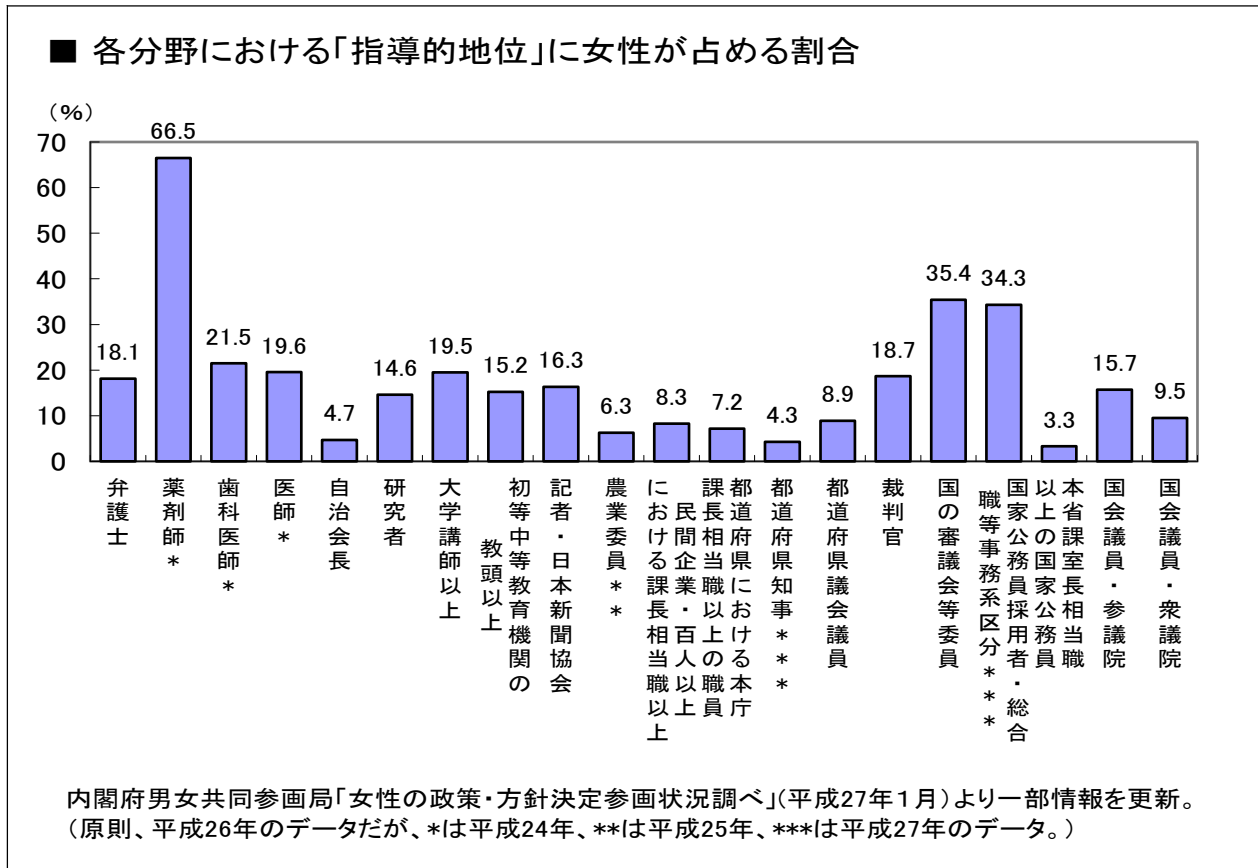
## (2) 若い世代に着目した意識改革

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」と答えた女性の割合は40代、50代で約8割と高いのに対し、20代、30代では約6割にとどまっています。
- 子どもたちが、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できるように、子どもの頃から男女共同参画の意識を身に付け、将来を見通した自己形成ができるようになることが重要です。



### (3) あらゆる分野への男女共同参画の推進

- あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画が必要ですが、まだ不十分です。
- 活躍が期待されながらも女性の参画が進んでいない医療、科学技術・学術、防災分野などさまざまな分野において、引き続き取組が求められています。

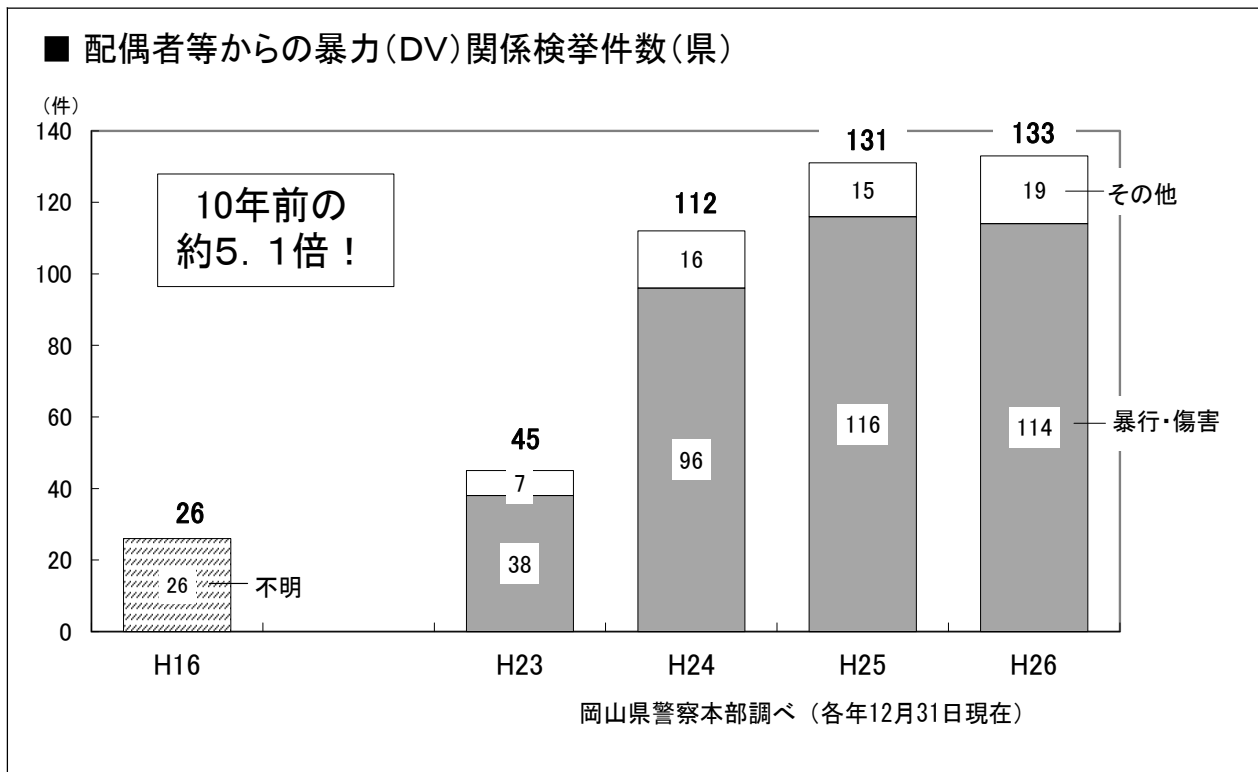
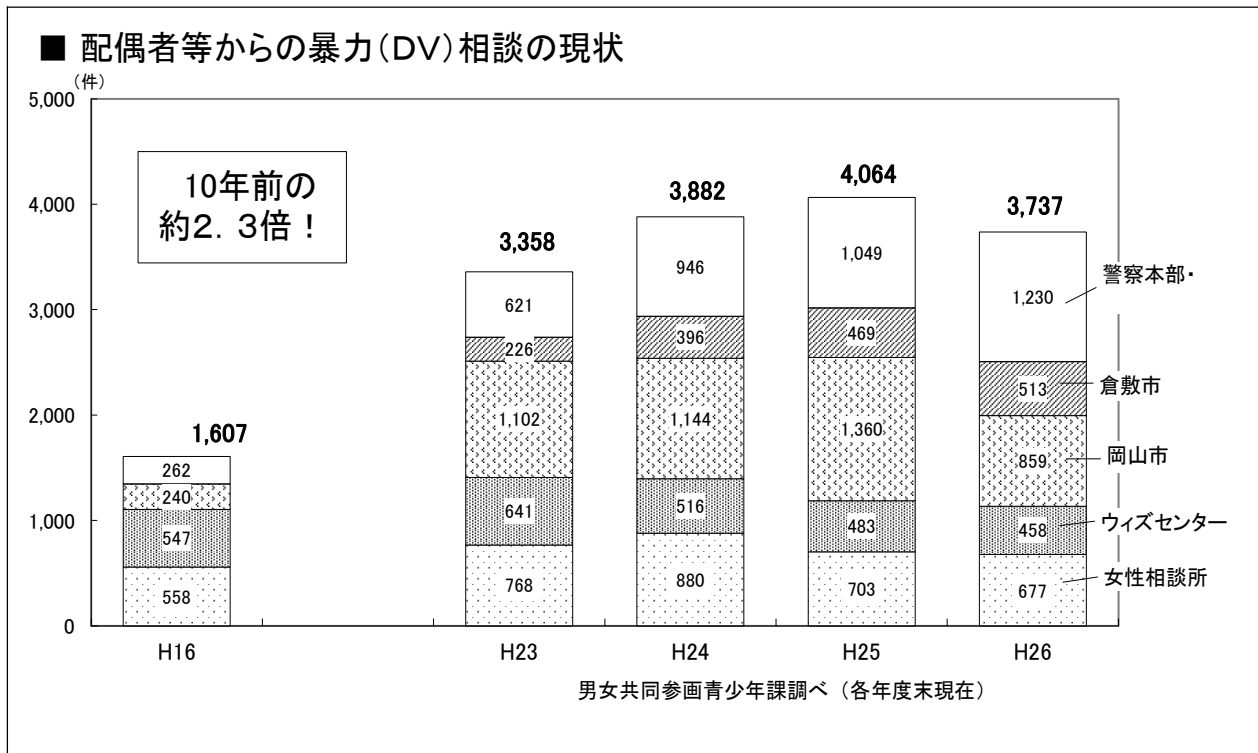


### (4) 男女間の暴力に関わる被害者保護対策と防止・啓発

- 配偶者等からの暴力(DV) (注1) など男女間における暴力の存在が顕在化しており、暴力防止・被害者保護対策などの一層の充実が求められています。
- 若い世代においては、交際相手からの暴力(デートDV)も問題となっており、対策を進める必要があります。

(注1) 配偶者等からの暴力(DV)

「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われています。DVには、殴る、けるといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含まれます。



#### (5) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(注2)の実現

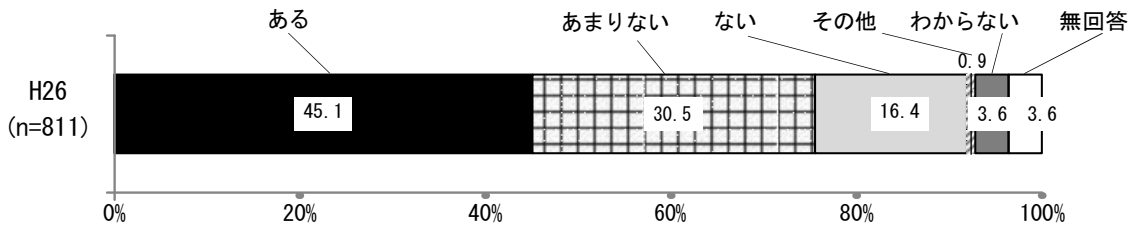
- 男性は、仕事中心のライフスタイルからの転換が進んでいません。
- 仕事と生活の調和が実現することで、労働生産性が向上し、社会・経済も活性化することについて、一層の啓発に努める必要があります。

(注2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

■ 長時間労働等により家庭や地域活動に関われないことの有無

Q. 家庭や地域活動に関わりたいと思っても、長時間労働や休日出勤などのため、関われないことがありますか。(男性、女性問わずお答えください。)

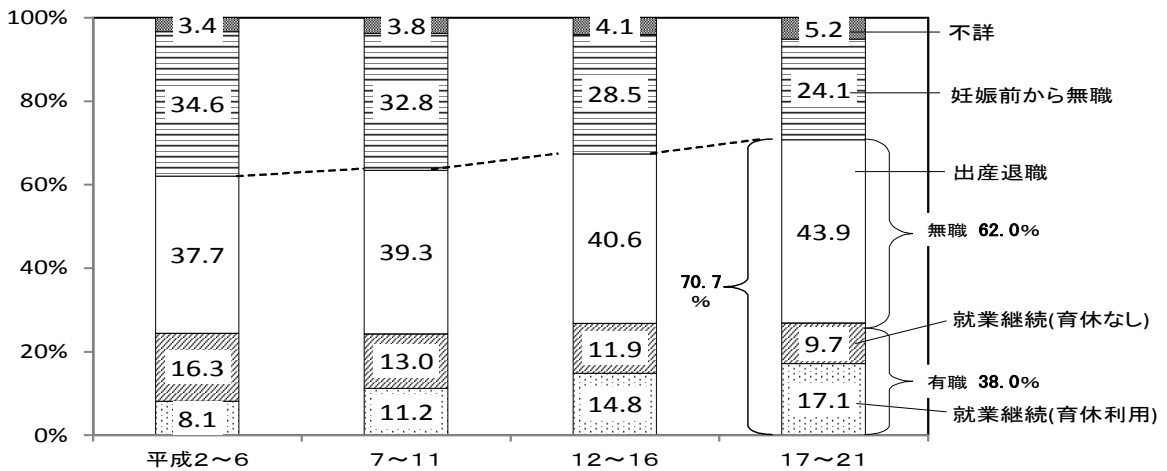


平成 26 年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

(6) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 女性は、出産・育児などのために離職することが多い状況です。
- 女性が、働き続けることのできる環境づくりを進めていく必要があります。

■ 第1子出産前後の妻の就業経歴



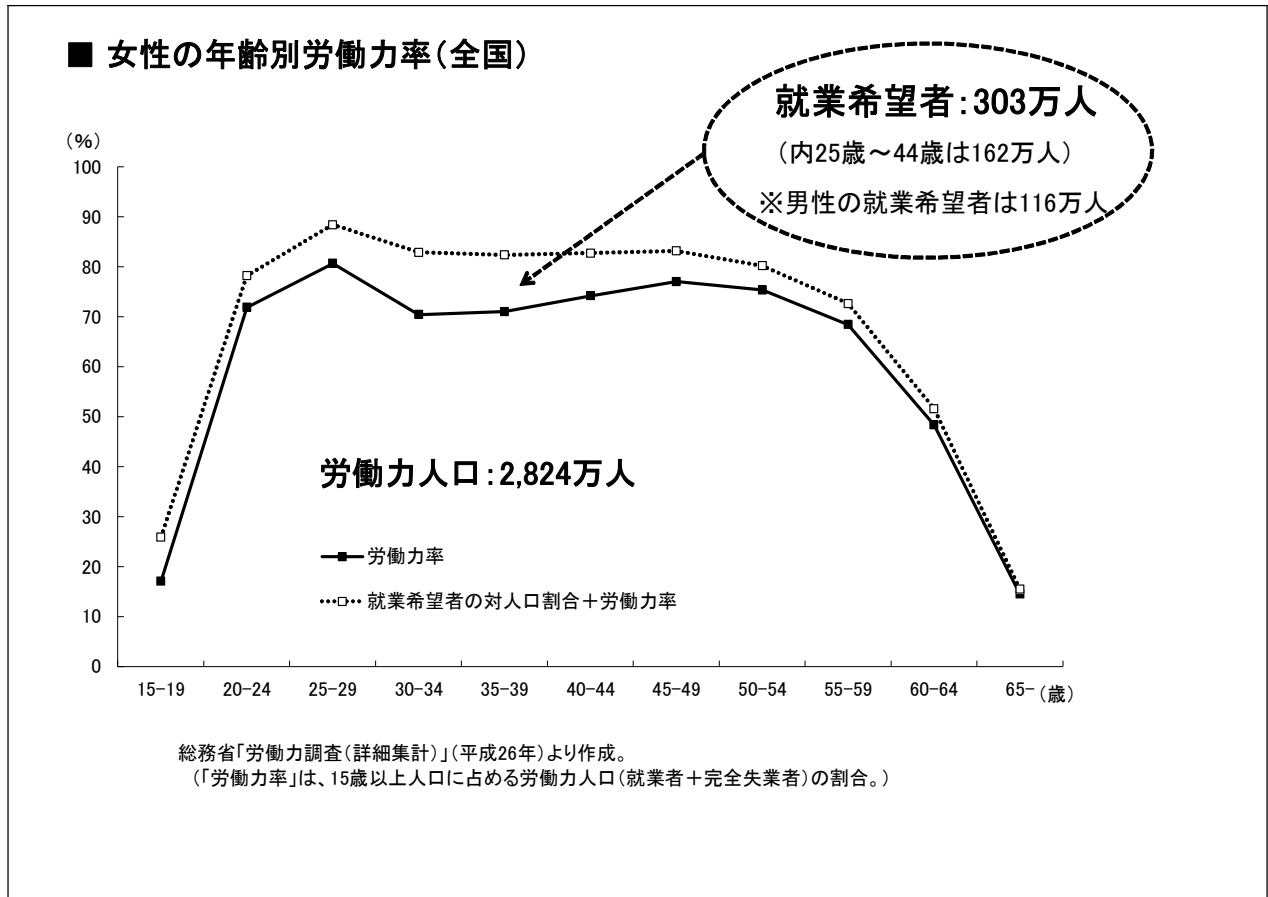
国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」より抜粋

第1子出産前有職者のうち約6割が第1子出産を機に離職



## (7) 女性のチャレンジ支援

- 女性は、出産・育児などのために離職する人が多いための就業年数が短く、また、復職しても非正規雇用が多いために収入が少ない傾向にあります。
- 短時間勤務や在宅勤務など、本人の希望に応じた働き方を提供できる環境を整備する必要があります。
- 再就職のための知識・技術の習得支援をはじめ、新規創業支援などチャレンジする意欲のある女性への一層の支援が求められています。



## 第3章 計画の概要

### 1 目標

男女が共に輝くおかやまづくり

### 2 基本的な視点

計画全体を貫く基本的な視点は次のとおりです。

#### ① 男女の人権の尊重とパートナーシップの確立

男女共同参画社会は、男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮することで、実現できるものです。そのためには、直接的か間接的かを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることや、男女間における暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されなければなりません。

#### ② 「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に気づく視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「社会的・文化的に形成された性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合には、これらが社会的、文化的に作られたものであることを意識して、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

#### ③ 女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援

男女が対等に参画する社会を実現するためには、女性のエンパワーメント（女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと）が重要です。

また、チャレンジする意欲のある女性が、いつでも、どこでも、誰でも、チャレンジできるような支援も求められています。

#### ④ さまざまな主体との協働の推進

男女共同参画社会の実現には、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業など多様な主体と協働（複数の主体が目標を共有し、対等なパートナーとして共に力を合わせて活動すること）して、取り組むことが重要です。

### 3 計画の体系

計画全体の目標「男女が共に輝くおかやまづくり」を実現するため、テーマ別に3つの基本目標を定め、その基本目標ごとに重点目標を定めます。

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

##### 重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向 ①社会制度・慣行の見直し  
②社会的気運の醸成

##### 重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

施策の方向 ①情報収集・提供、調査・研究等の充実  
②男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施

##### 重点目標3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

施策の方向 ①学校における男女平等に関する教育・学習の推進  
②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進  
③地域における男女平等に関する教育・学習の推進

##### 重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向 ①男性にとっての男女共同参画の推進  
②男性の「働き方」に対する意識改革

##### 重点目標5 若い世代における男女共同参画の推進

施策の方向 ①若い世代における男女共同参画の推進

#### 基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

##### 重点目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶

施策の方向 ①男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進  
②被害者への相談・支援・救済体制の充実  
③若年層への予防啓発、デートDV対策の推進  
④関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

##### 重点目標7 情報化社会における女性の人権の尊重

施策の方向 ①女性の人権を尊重した表現の促進  
②高度情報化社会への対応

### 重点目標 8 生涯を通じた女性の健康支援

施策の方向 ①性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等  
②生涯を通じた女性の健康支援

### 重点目標 9 生活困難を抱える人々への支援

施策の方向 ①ひとり親家庭等の自立支援  
②男性の孤立防止、日常生活等の自立支援  
③高齢者、障害のある人等の自立した生活に対する支援

## 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

### 重点目標10 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向 ①行政分野における女性の参画促進  
②教育分野における女性の参画促進  
③民間企業における女性の参画促進

### 重点目標11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大

施策の方向 ①さまざまな分野(医療・科学・防災など)における女性の活躍の場の拡大  
②さまざまな産業(農林水産業・自営業など)における女性の活躍の場の拡大

### 重点目標12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向 ①男女の均等な機会と待遇の確保の促進  
②女性が働き続けることのできる環境づくり

### 重点目標13 女性のチャレンジ支援

施策の方向 ①職業能力開発と能力発揮の支援の充実  
②創業を志す女性への支援  
③子育て中の女性への就職支援

### 重点目標14 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

施策の方向 ①職業生活と家庭・地域生活の両立支援  
②多様なライフコースに対応した子育て・介護支援体制の充実や環境整備  
③社会的気運の醸成

## 4 数値目標

取組の効果が検証できるよう、平成32（2020）年度を目標年次とする20の数値目標を設定します。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

数値目標	策定時	目標値
◎県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の満足度の平均点	2.83点 (H27.11)	3.08点 (H32)
○家庭教育相談員の養成数	903人 (H26)	1,050人 (H32)
○男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	23.9% (H26)	30.0% (H32)
○県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の20代及び30代における満足度の平均点	2.81点 (H27.11)	3.06点 (H32)

### 基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

数値目標	策定時	目標値
◎DV防止基本計画策定市町村数	16市町村 (H27.4)	27市町村 (H32)
○高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	44.3% (H26)	65.0% (H32)
○フィルタリング奨励宣言店舗数	172店舗 (H27.10)	222店舗 (H32)
○学校行事や学級活動、ホームルーム活動等において性に関する教育を実施している割合	(小学校) 96.8% (H26) (中学校) 94.2% (H26) (高校) 86.3% (H26)	100% (H32) 100% (H32) 100% (H32)
○女性のがん検診の受診率	(乳がん) 46.6% (H25) (子宮頸がん) 46.9% (H25)	50.0% (H31) 50.0% (H31)
○自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	17.0人 (H26)	14.4人 (H32)

### 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

数値目標	策定時	目標値
◎女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	53.8% (H26)	59.3% (H32)
○県の審議会等委員の女性比率	36.7% (H27.4)	40.0% (H32)
○管理職における女性比率	(一般職公務員／課長級以上) 9.3% (H26) (教育職公務員／教頭以上) 21.9% (H26) (民間企業／係長級以上) 18.2% (H24)	13.0% (H32) 25.0% (H32) 25.0% (H30)
○復職した女性医師数	77人 (H22～26累計)	173人 (H22～32累計)
○女性消防団員数	592人 (H27.4)	650人 (H32)
○農家における家族経営協定締結戸数	527戸 (H26)	650戸 (H32)
○商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率	12.6% (H27.4)	18.0% (H32)
○県が実施する女性を対象とした就職面接会で就職した女性の人数	—	50人 (H32)
○育児休業取得率	(女性) 85.6% (H24) (男性) 4.3% (H24)	90.0% (H30) 8.0% (H30)
○「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	572箇所 (H27.10)	750箇所 (H32)

※表内◎は、基本目標としての数値目標。○は、それぞれ基本目標内の重点目標に掲げる数値目標

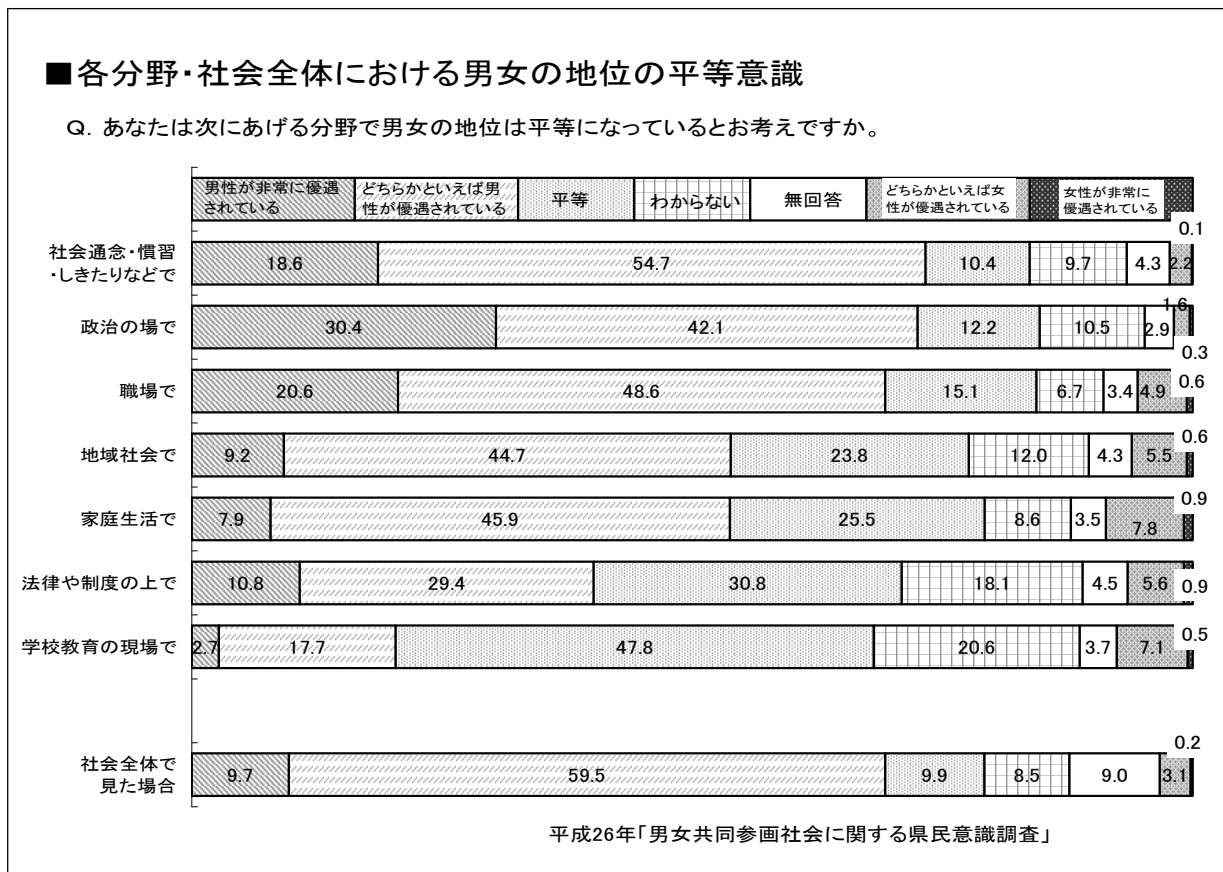
## 第4章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識も以前に比べると浸透してきたとはいえ、固定的な性別役割分担意識は根強く残っています。男女の地位についても、不平等と感じる人は依然として多く、また、男性よりも女性のほうが不平等感を強く持っています。

性差別、固定的な性別役割分担や偏見などにつながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな活動に共に参画できるよう、意識改革を促進します。



数値目標	策定時	目標値
県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の満足度の平均点	2.83点(H27.11)	3.08点(H32)

## 重点目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

### <現状と課題>

私たちが日頃、無意識に受け入れている慣習やしきたりの中には、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識を含んでいるものがあります。それは、男女共同参画の視点から見た場合、明らかに性別による区別を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に中立に機能していない場合があります。さまざまな機会を捉え、男女の社会における活動の選択に対し、中立的に働くような社会制度や慣習を構築するよう、意識改革を促進する必要があります。

また、性的指向（注3）や性同一性障害（注4）を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、外国人であること、同和問題などに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、人権尊重と男女共同参画の観点からの啓発活動の促進や配慮が必要です。

#### （注3）性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

#### （注4）性同一性障害

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が合致せず、そのことに苦悩している状態をいいます。

平成16（2004）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更ができるようになりました。さらに、平成20（2008）年には、家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行されました。

（再掲）

数値目標	策定時	目標値
県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の満足度の平均点	2.83点 (H27.11)	3.08点 (H32)

### <施策の方向>

#### ① 社会制度・慣行の見直し

##### 推進する施策

- ◇ 男女共同参画を促進するための広報・啓発〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ 県が実施する男女共同参画の促進に関する施策等についての苦情処理〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 男女共同参画社会づくりのための意識改革、情報提供等のための講座の開催〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、イン

ターネットによる人権侵害、多様な性等、様々な人権をめぐる問題への理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権施策推進課〕

◇ ユニバーサルデザインの考え方の全県的な普及〔県民生活部 人権施策推進課〕

## ② 社会的気運の醸成

### 推進する施策

◇ 男女共同参画を促進するための広報・啓発〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕〔再掲〕

◇ 男女共同参画社会への積極的な取組に対する顕彰制度〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕

◇ 男女共同参画社会づくりのための意識改革、情報提供等のための講座の開催〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕

◇ 女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、インターネットによる人権侵害、多様な性等、様々な人権をめぐる問題への理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権施策推進課〕〔再掲〕

◇ 男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成〔保健福祉部 子ども未来課〕

◇ 「農山漁村女性の日」の普及等、農林水産業における男女共同参画の促進のための広報・啓発〔農林水産部 農産課〕

## 重点目標 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

### <現状と課題>

県では、ウィズセンターを中心に情報収集・提供、調査・研究などを行うとともに、男女共同参画に関する施策をより効果的に実施するため、施策の達成状況や関連情報を取りまとめて公表し、現状を検証します。

また、全国の動向、先駆的な取組など最新の情報を収集し、活用するために、国や各都道府県などとの連携を深めることも必要です。

さらに、県内各地域において男女共同参画を推進する上で重要な役割を担う市町村との連携とともに、市町村の男女共同参画計画の策定、条例の制定や施策への支援を積極的に行っていく必要があります。

### <施策の方向>

#### ① 情報収集・提供、調査・研究等の充実

##### 推進する施策

◇ 男女共同参画推進のための情報収集・提供等〔県民生活部 ウィズセンター〕

◇ 人材情報の収集・提供〔県民生活部 ウィズセンター〕

◇ 情報誌「With」の発行〔県民生活部 ウィズセンター〕

◇ メールマガジン「ウィズおかやまかわらばん」の発行〔県民生活部 ウィズセンター〕



## ② 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施

### 推進する施策

- ◇ 男女共同参画関連施策・情報についての報告書の作成・公表〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 男女共同参画に関する県民意識調査の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 市町村の男女共同参画についての現状調査及び情報提供〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 市町村の男女共同参画推進の支援〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ ウィズセンター登録団体間のネットワークづくり〔県民生活部 ウィズセンター〕

## 重点目標3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

### <現状と課題>

男女共同参画社会の実現に向けて、効果的に理解を促進するためには、学校、家庭、地域などあらゆる場を通じた広報・啓発の総合的な実施と、幼児から高齢者に至るそれぞれの年代において、啓発活動が親しみやすくわかりやすいものとする必要があります。

学校においては、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の必要性、家庭生活の大切さなどについて子どもたちの理解を深めるため、男女共同参画の理念に基づいた適切な指導ができるよう、教職員の資質と指導力の向上が重要です。

また、家庭や地域において、親世代の意識や生活態度、地域のしきたりなどは、子どもに大きな影響を与えます。「男の子だから、女の子だから・・・」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性と能力を發揮できるような環境づくりや、あらゆる年代・立場の人が男女共同参画社会づくりに取り組むための多様な学習機会の提供が必要です。

数値目標	策定時	目標値
家庭教育相談員の養成数	903人(H26)	1,050人(H32)

### <施策の方向>

## ① 学校における男女平等に関する教育・学習の推進

### 推進する施策

- ◇ 高校生・大学生等若年層を対象とする男女共同参画の意識啓発、広報〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ 青少年健全育成アドバイザーの派遣〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座の実施〔県民生活部 暮らし安全安心課〕

- ◇ 私立学校等を対象とした人権教育に対する補助事業の実施〔総務部 総務学事課〕
- ◇ 公立学校における人権教育（男女平等の推進）の実施〔教育庁 人権教育課〕
- ◇ 公立学校における家庭科教育等の実施〔教育庁 義務教育課・高校教育課〕
- ◇ 公立学校における職業観、勤労観の醸成〔教育庁 義務教育課・高校教育課〕

## ② 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

### 推進する施策

- ◇ 自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座の実施〔県民生活部 暮らし安全安心課〕〔再掲〕
- ◇ 子どもや家庭に関する相談及び指導・助言〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 家庭教育相談員等による子育てに関する悩みを持つ親等を支援するための相談・助言〔教育庁 生涯学習課〕

## ③ 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

### 推進する施策

- ◇ 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 青少年健全育成促進アドバイザーの派遣〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座の実施〔県民生活部 暮らし安全安心課〕〔再掲〕
- ◇ 生涯学習大学等による生涯にわたる多様な学習機会の提供〔教育庁 生涯学習課〕
- ◇ 市町村教育委員会担当者等を対象とした人権教育・啓発指導者養成講座や人権教育連絡会の開催〔教育庁 人権教育課〕

## 重点目標 4 男性にとっての男女共同参画の推進

### <現状と課題>

男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性もより生きやすく暮らしやすい社会をつくることでもあります。

しかし、男性の多くは、これまで、男女共同参画を「女性だけの課題」、「家庭や職場における男女間のささいな問題」と考えがちであり、「自分の問題」、「日本社会に大きな意味を持つもの」という認識が低かったと考えられます。

また、男性正社員を前提とした長期間労働といった「働き方」や、男性の家事・育児・介護等への参画に対する意識改革が進んでいないことが考えられます。

男女共同参画社会の実現のために、男性が果たす役割は大変重要であり、男性の「働

き方」を始めとする意識改革を促進することが必要です。

数値目標	策定時	目標値
男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	23.9%(H26)	30.0%(H32)

### <施策の方向>

#### ① 男性にとっての男女共同参画の推進

##### 推進する施策

- ◇ 男性向けの広報・啓発活動の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 男性の家事・育児等に対する意識改革のための事業の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 男性向け各種講座の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 男性相談員による男性電話相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 県職員の新規採用職員研修等による職員の意識啓発〔総務部 人事課〕

#### ② 男性の「働き方」に対する意識改革

##### 推進する施策

- ◇ 男性の家事・育児等に対する意識改革のための事業の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 男性の働き方の見直しを促進するための講座の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ イクボスの取組推進〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 岡山県はたらくパパたちの育休等奨励金制度の実施〔保健福祉部 子ども未来課〕

## 重点目標5 若い世代における男女共同参画の推進

### <現状と課題>

将来を担う若い世代が男女共同参画の意識を身に付け、行動することは、男女共同参画社会の実現に大きく寄与すると同時に、一人ひとりの可能性を広げ、充実した人生を送ることにつながります。子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるような取組を進めることが必要です。

数値目標	策定時	目標値
県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の20代及び30代における満足度の平均点	2.81点(H27.11)	3.06点(H32)

## ＜施策の方向＞

### ① 若い世代における男女共同参画の推進

#### 推進する施策

- ◇ 高校生・大学生等若年層を対象とする男女共同参画の意識啓発、広報〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 青少年健全育成促進アドバイザーの派遣〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 公立学校における家庭科教育等の実施〔教育庁 義務教育課・高校教育課〕〔再掲〕

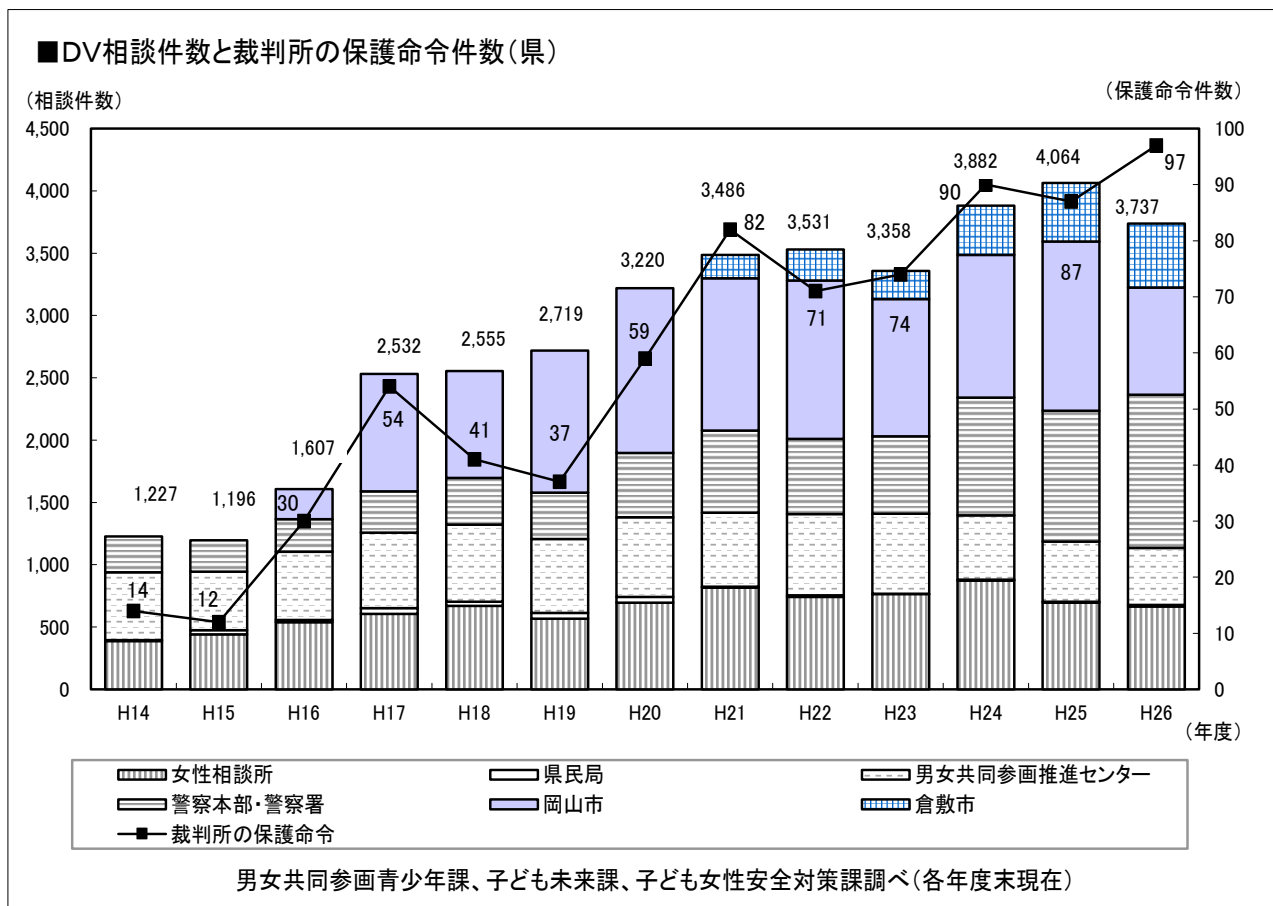
## 基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。なかでも、配偶者等からの暴力(DV)など、多岐にわたる男女間の暴力は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、必ず根絶しなければならない社会問題です。暴力を容認しないことは平和な社会を築く基礎であり、男女が両性の本質的平等のもとに、安心して暮らせる環境づくりに一層取り組みます。

女性には、妊娠や出産など、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の特性があることから、女性のライフサイクルにあわせた心と体の健康づくりを支援します。

さらに、経済情勢の変化に伴い、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に直面する人が増加している中で、さまざまな困難な状況に置かれている人々への支援にも取り組みます。



数値目標	策定時	目標値
DV防止基本計画策定市町村数	16市町村 (H27.4)	27市町村 (H32)

## 重点目標 6 男女間のあらゆる暴力の根絶

### <現状と課題>

すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などさまざまです。男性にも女性にも被害を受けている人はいますが、相談件数が圧倒的に多いのは女性からであり、被害も深刻です。その背景には、男尊女卑の社会通念、固定的な性別役割分担意識、経済的格差など、個人の問題として片付けられない構造的問題が存在しています。一方、男性からの相談件数が少ないのは、「男性は強くあるべき」、「男性は弱音を吐いてはいけない」といった意識から相談せず、表面化していないとも考えられます。

男女間のあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題にほかなりません。

そのためには、暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない社会風土の醸成に努めるとともに、被害者のニーズに応じた支援体制の充実が求められています。

特に、若い世代においては、交際相手からの暴力(デートDV)も問題となっています。若者を被害者にも加害者にもしないための予防啓発、教育・学習の推進や、相談窓口の周知が重要です。

また、配偶者等からの暴力(DV)の防止や被害者の保護については、県だけの対応では不十分です。「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(DV防止基本計画)に基づき、市町村をはじめとした関係機関と連携し、かつ、ボランティア・NPOと協働し、広報・啓発や、被害者の保護と自立支援に取り組む必要があります。

数値目標	策定時	目標値
高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	44.3% (H26)	65.0% (H32)

### <施策の方向>

#### ① 男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進

##### 推進する施策

- ◇ 男女間のあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けての啓発〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ DVに関する相談窓口の周知〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 県の職場におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕
- ◇ 高齢者虐待防止の推進〔保健福祉部 長寿社会課〕

- ◇ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の普及・啓発〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 教職員等を対象とした人権意識の啓発〔教育庁 人権教育課〕
- ◇ 児童生徒・教職員等への各種相談窓口の紹介〔教育庁 人権教育課〕
- ◇ 風俗環境浄化対策等の推進〔警察本部 少年課・生活環境課〕
- ◇ DV対策の推進〔警察本部 子ども女性安全対策課〕
- ◇ ストーカー対策の推進〔警察本部 子ども女性安全対策課〕

## ② 被害者への相談・支援・救済体制の充実

### 推進する施策

- ◇ 市町村が行うDV対策への支援〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ 民間団体と連携した自立支援体制の強化〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 医療関係者等のDVについての理解の促進〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ DVに関する相談窓口の周知〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 男女共同参画に関する総合相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 女性の人権についての相談機関の連携〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 男性相談員による男性電話相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ DV相談とDV被害者を支援する体制の充実（配偶者暴力相談支援センター）〔県民生活部 ウィズセンター、保健福祉部 女性相談所〕
- ◇ 在住外国人に対する相談体制の充実〔県民生活部 国際課〕
- ◇ 障害のある人を対象としたDVについての情報提供〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ DV被害者の一時保護〔保健福祉部 女性相談所〕
- ◇ 要保護女子等を対象とした相談、調査、指導及び一時保護〔保健福祉部 女性相談所〕
- ◇ 高齢者虐待防止の推進〔保健福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇ 障害のある人に対する虐待防止の推進〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 県立学校における人権学習(男女間のあらゆる暴力の防止)の推進〔教育庁 人権教育課〕
- ◇ ストーカー・DV被害防止のための相談・通報体制の強化〔警察本部 子ども女性安全対策課〕
- ◇ 被害者相談体制の強化〔警察本部 県民応接課・捜査第一課〕

## ③ 若年層への予防啓発、デートDV対策の推進

### 推進する施策

- ◇ 高校・大学等でのデートDV防止のための啓発講座の開催〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 若年層を対象としたデートDV防止のための広報・啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 県立学校における人権学習(男女間のあらゆる暴力の防止)の推進〔教育庁 人権教育課〕〔再掲〕

## ④ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

### 推進する施策

- ◇ DV対策に係る機関による意見交換及び課題の検討〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター、保健福祉部 女性相談所〕
- ◇ 市町村が行うDV対策への支援〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 民間団体と連携した自立支援体制の強化〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕

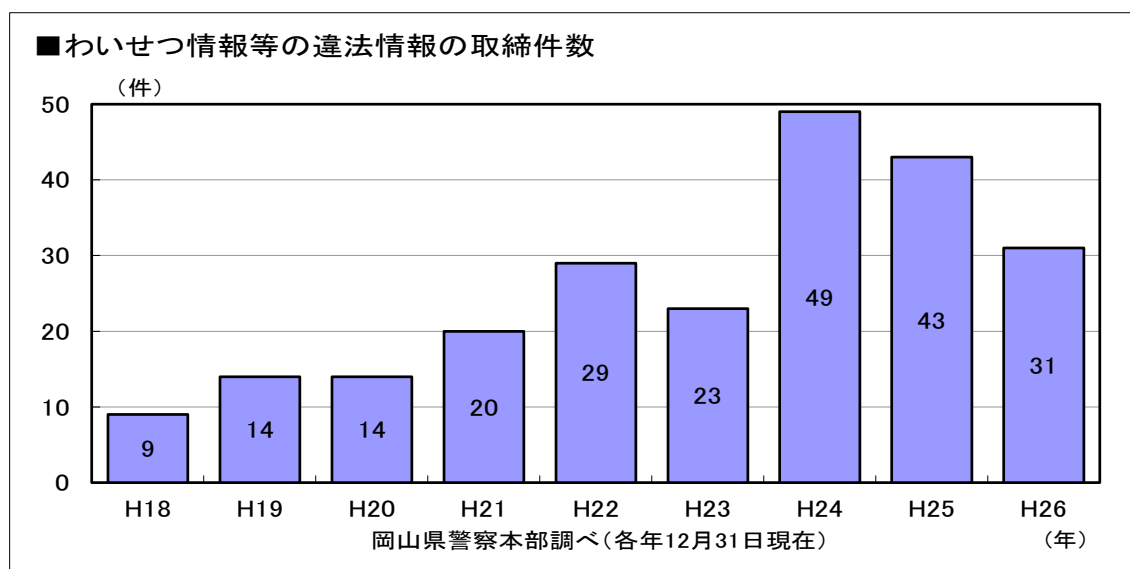
## 重点目標 7 情報化社会における女性の人権の尊重

### ＜現状と課題＞

男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの影響力は極めて大きく、特に広報・啓発における役割が期待されます。

憲法では、「表現の自由」を権利の一つとして保障していますが、同時に表現される側の人権についても保障されなければなりません。特に、性の商品化や暴力などの表現については、社会全体の性に関する道徳観、倫理観を損ない、さらに、女性の人権を侵害していることを認識する必要があります。あわせて、受け手側もメディアからの情報をただ受け取るだけでなく、主体的に読み解いていく能力（情報リテラシー）の向上が求められます。

また、情報通信技術の進歩により、ツイッターやLINEなどのソーシャルネットワークサービスが飛躍的に普及し、生活の利便性が向上した一方で、それらが悪用され、情報リテラシー不足により青少年が巻き込まれる深刻な事件が発生するなど、高度情報化に伴う課題への対応も必要となっています。



数値目標	策定時	目標値
フィルタリング奨励宣言店舗数	172店舗 (H27.10)	222店舗 (H32)



## ＜施策の方向＞

### ① 女性の人権を尊重した表現の促進

#### 推進する施策

- ◇ 県の各部局における男女共同参画の視点を踏まえた広報の推進〔全部局〕
- ◇ 県広報紙などへの掲載広告に関する庁内審査会の開催〔総合政策局 公聴広報課〕

### ② 高度情報化社会への対応

#### 推進する施策

- ◇ 条例に基づく青少年の健全育成の推進〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 青少年の情報リテラシーの向上〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 青少年健全育成アドバイザーの派遣〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ わいせつ情報等の違法・有害情報対策の推進〔警察本部 生活環境課〕

## 重点目標 8 生涯を通じた女性の健康支援

### ＜現状と課題＞

男女がお互いを尊重し、性差を理解しあって健やかに過ごすことは、男女共同参画社会を実現するために重要です。

特に女性は、妊娠や出産の可能性があることなど、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」(注5)の視点に基づく、命の大切さや正しい性の知識の教育など意識の啓発が必要です。

さらに近年は、女性の就業等の増加や晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる諸問題の変化に応じた対策が必要となっており、女性専門外来を設置する医療機関が増え、女性の心と体の特性を総合的に考慮した診療を受けられる環境が整ってきていますが、今後さらに充実することが期待されます。

こうした視点を踏まえ、男女が互いの性差について理解を深め、男女の健康を生涯にわたり総合的に支援するための取組を進める必要があります。

#### (注5) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6(1994)年の国際人口/開発会議で提唱された考え方で、女性の重要な人権のひとつとされています。

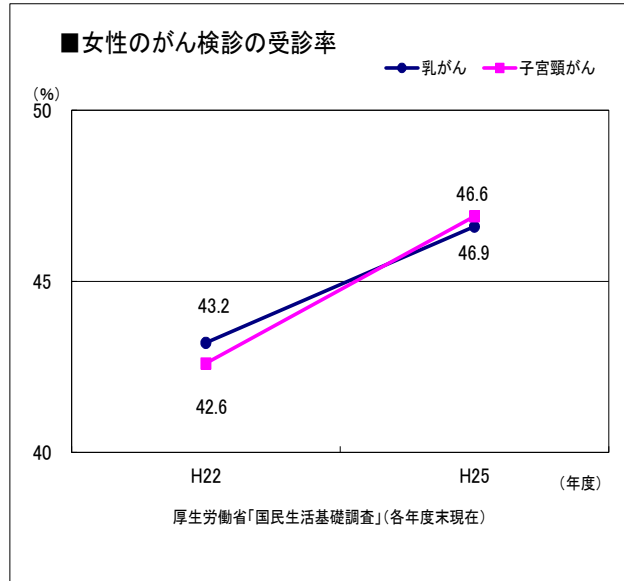
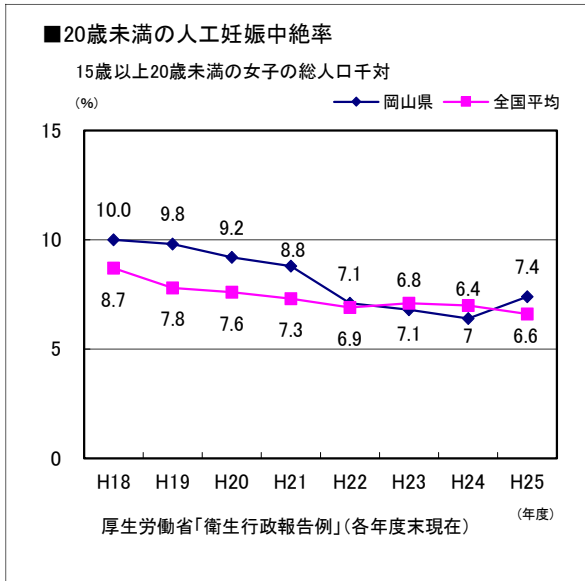
#### ○性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

#### ○性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって

自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利



数値目標	策定時	目標値
学校行事や学級活動、ホームルーム活動等において性に関する教育を実施している割合	小：96.8% (H26) 中：94.2% (H26) 高：86.3% (H26)	小：100% (H32) 中：100% (H32) 高：100% (H32)
女性のがん検診の受診率*	乳がん	46.6% (H25) / 50.0% (H31)
	子宮頸がん	46.9% (H25) / 50.0% (H31)

\*国民生活基礎調査（3年ごと）による。

## ＜施策の方向＞

### ① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等

#### 推進する施策

- ◇ エイズ出前講座等、エイズ・H I V感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進、相談検査体制の充実、医療対策の促進等〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担軽減のための支援〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 性感染症の検査及び性感染症予防知識の普及・啓発〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 公立学校における児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施〔教育庁 保健体育課〕

### ② 生涯を通じた女性の健康支援

#### 推進する施策

- ◇ 周産期における高度専門的な医療体制の整備〔保健福祉部 医療推進課〕
- ◇ 乳がん、子宮がんについての正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上〔保健福祉部 健康推進課〕

## 重点目標 9 生活困難を抱える人々への支援

### <現状と課題>

経済情勢の変化に伴い、非正規雇用といった労働環境が厳しさを増す中で、貧困や、地域での孤立などさまざまな生活上の困難に直面する人が増加しています。

特に、経済的に不安定なひとり親家庭などについて、貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響の連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していく必要があります。

また、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立化などによる男性の心身の健康の問題も懸念されます。周囲とのネットワークづくり、料理や家事といった日常生活面の支援なども重要です。

さらに、地域で高齢者の生活を支えていくための地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護する家族を支援する必要があります。

数値目標	策定時	目標値
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	17.0人(H26)	14.4人(H32)

### <施策の方向>

#### ① ひとり親家庭等の自立支援

##### 推進する施策

- ◇ ひとり親家庭等に対する就業相談から就業情報の提供にいたるまでの一貫した就労支援〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ ひとり親家庭等における医療費負担の軽減〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ ひとり親家庭等に対する相談活動〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 児童扶養手当の支給〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 母子家庭の母等の職業能力開発の取組に対する支援〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 母子、父子家庭等に対する生活安定化のための資金貸付〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 母子家庭の母等の職業訓練に伴う経済的負担の軽減〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 県営住宅の一般住戸入居におけるひとり親家庭への抽選時における優遇措置〔土木部都市局 住宅課〕

## ② 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援

### 推進する施策

- ◇ 男性向けの広報・啓発活動の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 男性向けの料理教室等、日常生活の支援〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 自殺予防対策の充実（性別を問わない）〔保健福祉部 健康推進課〕

## ③ 高齢者、障害のある人等の自立した生活に対する支援

### 推進する施策

- ◇ 認知症高齢者に関する早期診断・早期対応、研修体制の充実、家族介護者に対する支援や普及啓発等〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 障害のある人の社会参加に向けた理解促進〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 障害のある人の相談支援、移動・コミュニケーション等の支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 身体障害のある人の自立促進、身体機能の維持向上の支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 地域における障害のある人の自立支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 県有施設の整備における高齢者や障害のある人等の意見を聞くバリアフリー相談検討会の実施〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 発達障害のある人のトータルライフ支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 地域包括ケアシステムの構築の支援〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上に向けた市町村支援〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 医療・介護の連携〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 介護支援専門員の養成、認定調査員等の研修〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 介護基盤の整備推進〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 介護保険運営に係る市町村の指導・支援〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 高齢者等が円滑に入居できる賃貸住宅についての情報提供〔土木部都市局 住宅課〕

## 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことは、男女共同参画社会の基礎となるものです。

行政や事業者・企業のサービスを受ける対象の半数は女性であり、ニーズにあったサービスを提供するためにも、政策・方針の決定過程への女性の参画が必要です。以前に比べると進んできたとはいえ、その割合はまだ少なく、女性の意思を十分に反映できているとはいえません。行政はもとより、関係機関、各種団体、事業者・企業などへも働きかけ、女性の参画の拡大を一層推進します。

あわせて、活躍が期待されながらも女性の参画が進んでいない医療、科学技術・学術、防災といったさまざまな分野や農林水産業、自営業、建設業といった産業において、女性の活躍の場の拡大に向けた取組を行います。

雇用の分野については、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などを一層推進し、結婚や出産など、ライフイベントにより本人の意に反して離職しないよう、働き続けることのできる環境づくりを進めます。あわせて、意欲と能力のある女性が、さらに社会での活躍の場を広げるためのチャレンジを支援するとともに、子育て中の女性の就職を支援します。

さらに、男女が社会のあらゆる分野に参画し、活躍していくためには、一人ひとりが、仕事、家庭、地域活動、趣味や自己啓発などをバランスよく充実させ、自分の望むライフコースを選ぶことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が必要であり、これは、個人の問題にはとどまらず、少子化・高齢化の進展や労働力人口の減少の中で社会・経済を活性化させるためにも、大変重要です。

県においても国などと連携して、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指し、仕事と生活の調和の実現に取り組みます。

数値目標	策定時	目標値
女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	53.8% (H26)	59.3% (H32)

## 重点目標10 政策・方針決定過程への女性の参画促進

### <現状と課題>

政策・方針決定過程への参画とは、企画立案の段階から携わり、責任を担うことです。

行政サービスの対象は男女で構成される住民であることから、行政の政策・方針決定過程において、さらに多くの女性が参画する必要があります。

また、行政だけでなく、民間企業における女性の参画促進も重要であり、積極的改善

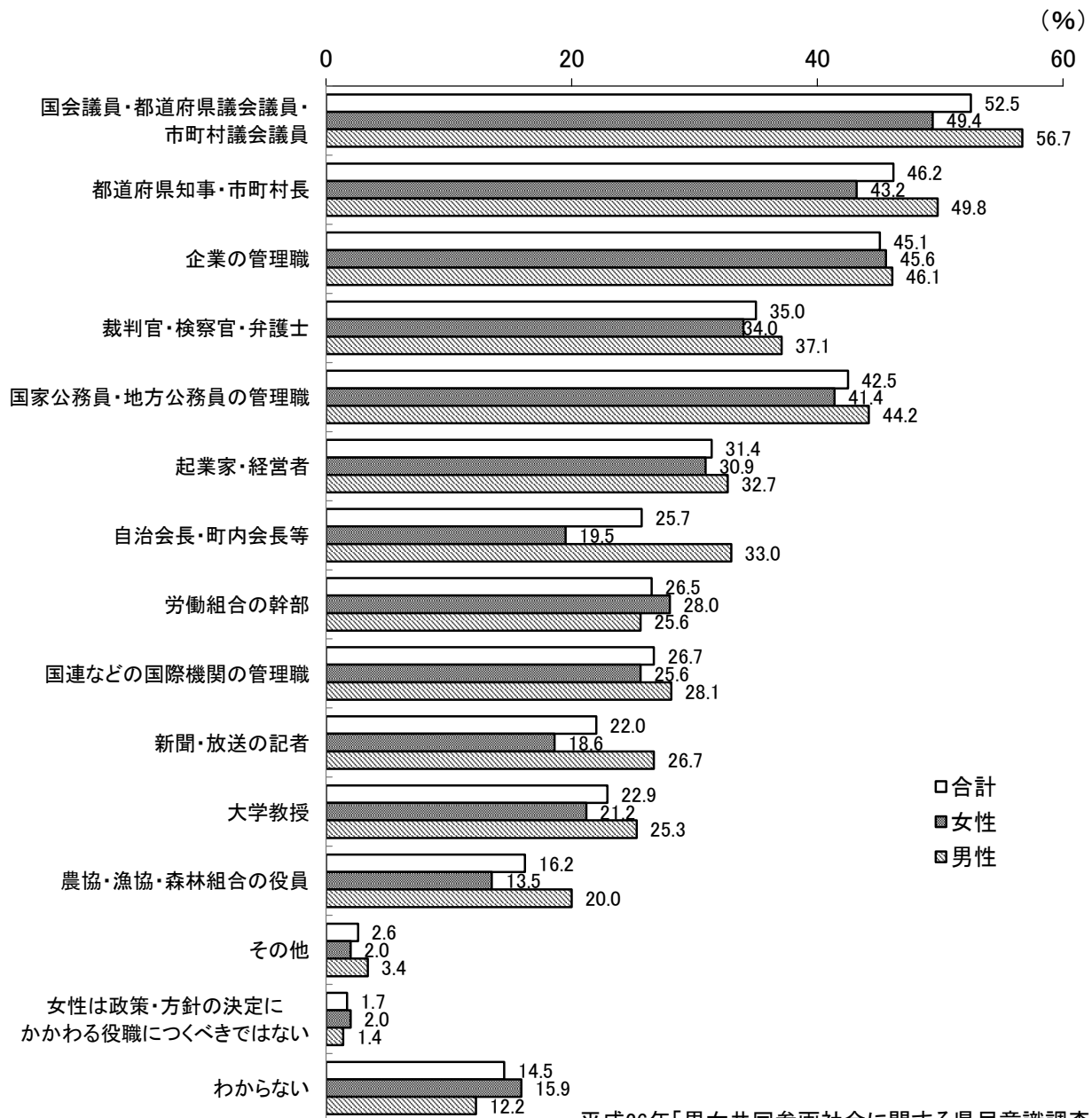
措置(ポジティブ・アクション)など、各種の施策を積極的に推進します。

(注6) 積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)

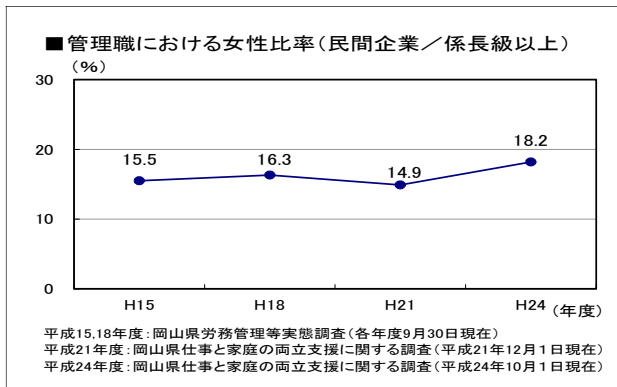
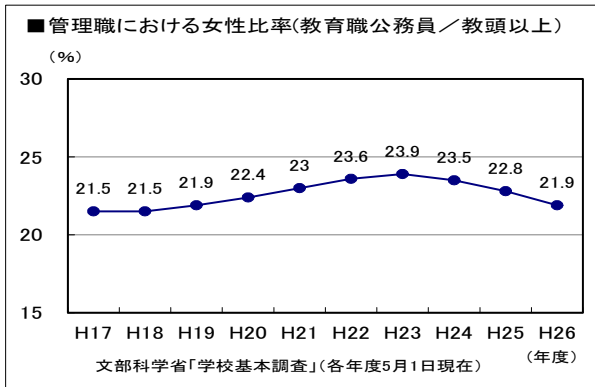
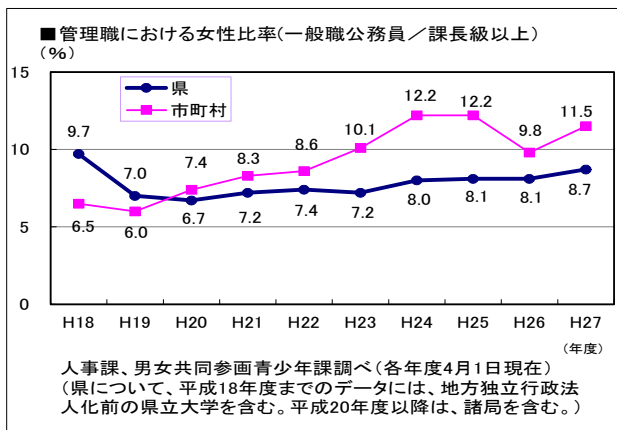
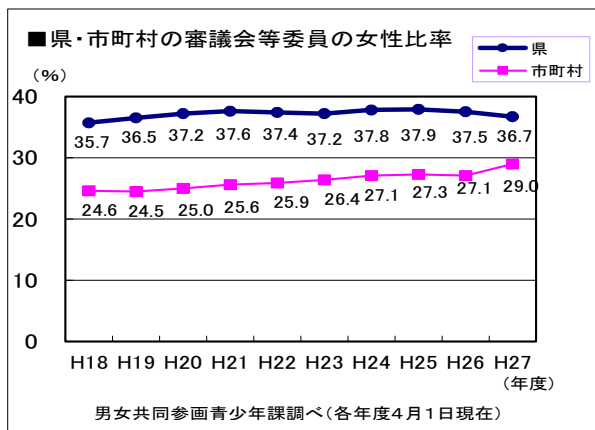
固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、活動に参画する機会が提供されず、男女の間に事実上生じている差(例 営業職に女性は配置されていない、役職者が男性ばかりで女性がいないなど)の解消を目指して、個々の事業者・企業が自主的・積極的に、男女のいずれか一方に対し、機会を提供する取組の事です。例としては、県の審議会等委員や、管理職における女性比率の目標設定などがあります。

■ 今後女性がもっと増える方がよいと思う役職

Q.次にあげるような政策・方針の決定にかかわる役職において、今後女性がもっと増える方が



平成26年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」



数値目標	策定時	目標値
県の審議会等委員の女性比率	36.7% (H27.4)	40.0% (H32)
管理職における女性比率(一般職公務員/課長級以上) *	9.3% (H26)	13.0% (H32)
管理職における女性比率(教育職公務員/教頭以上) **	21.9% (H26)	25.0% (H32)
管理職における女性比率(民間企業/係長級以上) ***	18.2% (H24)	25.0% (H30)

\* 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」による。県及び県内市町村の一般職公務員の課長級以上を対象とする。

\*\* 文部科学省「学校基本調査」による。公立の小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の校長・副校長・教頭を対象とする。

\*\*\* 岡山県「仕事と家庭の両立支援に関する調査」による。係長級以上を対象とする。

## <施策の方向>

### ① 行政分野における女性の参画促進

#### 推進する施策

- ◇ 県の審議会等委員への女性の参画推進〔全部局〕
- ◇ 市町村の男女共同参画についての現状調査及び情報提供〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 男女共同参画の視点をもった指導者・人材の養成〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 県の女性職員の登用推進、職域の拡大等〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課〕

- ◇ 女性警察官の採用及び登用の拡大〔警察本部 警務課〕

## ② 教育分野における女性の参画促進

### 推進する施策

- ◇ 女性教職員の登用促進、職域の拡大等〔教育庁 教職員課〕

## ③ 民間企業における女性の参画促進

### 推進する施策

- ◇ 男女共同参画の視点を導入した入札参加資格制度の実施〔全部局〕
- ◇ 男女共同参画の視点を導入した入札参加資格審査制度の実施〔土木部 監理課、出納局 用度課〕
- ◇ 企業等の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進〔県民生活部 男女共同参画青少年課、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 管理職への女性の登用推進〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕

## 重点目標 1 1 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大

### <現状と課題>

さまざまな分野における女性の活躍の場の拡大について、医療分野では、医師をはじめとする医療従事者の女性も増えていますが、長時間労働や不規則な勤務形態によって育児・介護などと仕事との両立が難しいことから、就業の継続や復職支援のための環境整備が求められています。

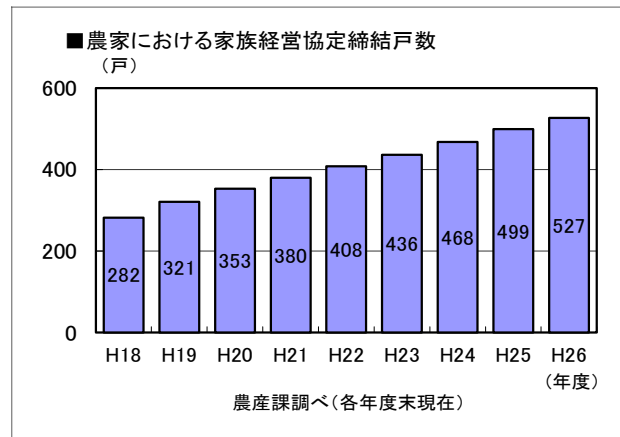
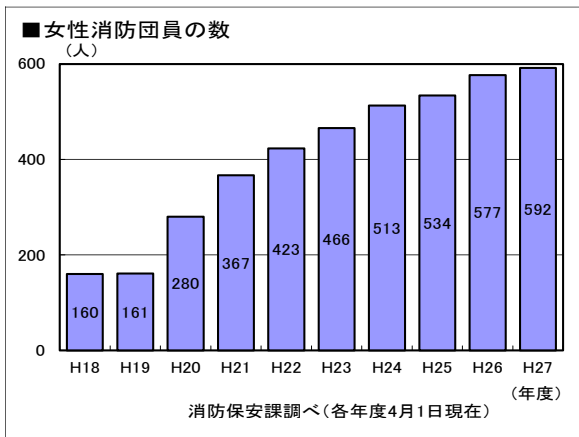
次に、科学技術・学術分野では、我が国のこの分野における国際競争力の維持・強化や、多様な視点・発想を取り入れた研究活動の活性化のためにも、採用をはじめ、女性の活躍の場を拡大することが必要です。

さらに、防災分野では、自主防災組織や消防団に女性が増えてきたものの、防災・復興の方針を決定する過程への女性の参画はまだ十分には進んでおらず、決定過程にも女性が参画し、女性の意見や視点を十分に反映することが必要です。

各種の産業の面から見た女性の活躍の場の拡大について、農林水産業や自営の商工業では、多くの女性が活躍し、生産や経営の担い手として大変重要な役割を果たしていますが、仕事の部分と生活の部分に区別がつきにくかったり、報酬の規定がない場合もあるなど、労働に対する適正な報酬を受けていない事例が見受けられます。さらに、経営や事業運営の方針決定も男性中心に行われることが多いなど、女性の果たす役割が十分に認識・評価されていない状況にあります。

女性が果たしている役割に見合う評価を受け、経営や事業運営のパートナーとして参画することで、女性は一層、喜びと責任を持って働くことができ、ひいては農林水産業や商工業の活性化につながります。





数値目標	策定時	目標値
復職した女性医師数 *	77人 (H22～26累計)	173人 (H22～32累計)
女性消防団員数	592人 (H27.4)	650人 (H32)
農家における家族経営協定締結戸数	527戸 (H26)	650戸 (H32)
商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率 * *	12.6% (H27.4)	18.0% (H32)

\* 県の女性医師等の復職支援事業を利用して復職した人数

\* \* 課長級以上を対象とする。

## <施策の方向>

### ① さまざまな分野（医療・科学・防災など）における女性の活躍の場の拡大 推進する施策

- ◇ 地域における女性消防団員の確保・充実〔知事直轄 消防保安課〕
- ◇ ももたろう未来塾による地域づくりリーダーの養成〔県民生活部 県民生活交通課〕
- ◇ 地域のコミュニティづくりの推進〔県民生活部 県民生活交通課〕
- ◇ 女性医師の復職支援〔保健福祉部 医療推進課〕
- ◇ 高校生等の科学技術分野への関心を高める事業に取り組む大学等との連携〔産業労働部 産業企画課〕

### ② さまざまな産業（農林水産業・自営業など）における女性の活躍の場の拡大 推進する施策

- ◇ 働く女性生き生き企業応援奨励金〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 商工会議所・商工会の女性部、女性会への活動支援〔産業労働部 経営支援課〕
- ◇ 商工会議所・商工会への女性の参画支援〔産業労働部 経営支援課〕
- ◇ 家族経営協定締結の促進〔農林水産部 農産課〕
- ◇ 女性の認定農業者の拡大〔農林水産部 農産課〕

- ◇ 女性農業者等の経営参画推進〔農林水産部 農産課〕
- ◇ 農業士の育成〔農林水産部 農産課〕
- ◇ 女性農業者や起業グループリーダー等を対象とした農産加工技術向上研修等の実施〔農林水産部 農産課〕
- ◇ 「農山漁村女性の日」の普及等、農林水産業における男女共同参画の促進のための広報・啓発〔農林水産部 農産課〕〔再掲〕
- ◇ 農業委員会への女性の参画促進〔農林水産部 農村振興課〕

## 重点目標 1 2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### <現状と課題>

少子化、高齢化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、地域経済の持続可能な発展や企業の活性化という観点からも、非常に重要ですが、子育てや介護などの理由で女性が離職することによる、いわゆる「M字カーブ」問題が、いまだ解消されていません。働きたい女性が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく、働き続けることのできる環境づくりが求められています。

また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義もある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因になっているという問題もあります。

実質的な男女平等の実現に向けて、男女雇用機会均等法の定着促進、労働基準法、パートタイム労働法など関係法令を含めた制度・趣旨の徹底、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及啓発などに取り組む必要があります。

（再掲）

数値目標	策定時	目標値
女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	53.8% (H26)	59.3% (H32)

### <施策の方向>

#### ① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進

##### 推進する施策

- ◇ 企業等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進〔県民生活部 男女共同参画青少年課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇ 労働関係法令等の周知〔産業労働部 労働雇用政策課〕

- ◇ 民間事業所の育児・介護休業制度や女性雇用管理に関する調査結果の公表〔産業労働部 労働雇用政策課〕

## ② 女性が働き続けることのできる環境づくり

### 推進する施策

- ◇ 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 働く女性生き活き企業応援奨励金〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 女性の就労に関する情報提供〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕

## 重点目標 13 女性のチャレンジ支援

### <現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、女性が自らの意識と能力を高め、力を付け、行動していくことが必要です。世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数（男女平等指数）（注7）によれば、日本は教育分野や保健分野は非常に高い水準にあるのに比べて、政治分野や経済分野への女性の参画が進んでいません。能力と意欲のある女性の社会参画を一層推進する必要があります。

女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得やチャレンジしたい女性への情報提供などに取り組むとともに、創業についての情報提供、専門知識の習得などについて支援する必要があります。

また、子育て中の女性の就職支援について、短時間勤務や在宅勤務といった多様な働き方の情報提供などが求められています。

#### （注7）ジェンダー・ギャップ指数（男女平等指数）

各国における男女格差を明らかにするため、世界的な企業約1,000社で構成する国際的な非営利財団「世界経済フォーラム」が毎年発表しています。

経済（労働人口、賃金、管理職・専門職の男女比など）、教育（識字率、初等・中等・高等教育の就学率）、保健（平均寿命、出生時の男女比）、政治（議員、閣僚の男女比など）の4分野を対象に算出しています。1が完全平等、0が完全不平等を示しており、1に近いほど男女平等を意味します。

数値目標	策定時	目標値
県が実施する女性を対象とした就職面接会で就職した女性の人数	—	50人 (H32)

## ＜施策の方向＞

### ① 職業能力開発と能力発揮の支援の充実

#### 推進する施策

- ◇ 女性の再就職のためのキャリアアップ（より高い資格・能力を身につける）支援〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 女性医師の復職支援〔保健福祉部 医療推進課〕〔再掲〕
- ◇ 未就業医療従事者への就労支援〔保健福祉部 医療推進課〕
- ◇ 再就職を促進するための技術・知識の習得を目的とした職業訓練の実施〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ I J Uターン希望者の就職支援〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 岡山労働局や公共職業安定所との連携による離職者等への就職支援等〔産業労働部 労働雇用政策課〕

### ② 創業を志す女性への支援

#### 推進する施策

- ◇ 創業相談窓口の設置と創業塾、セミナーの開催による創業支援〔産業労働部 経営支援課〕

### ③ 子育て中の女性への就職支援

#### 推進する施策

- ◇ 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇ 子育て中の女性の多様な働き方を情報提供〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 県内各地に出張し、託児所を設けた就職相談会・面接会を開催〔産業労働部 労働雇用政策課〕

## 重点目標 1 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

### ＜現状と課題＞

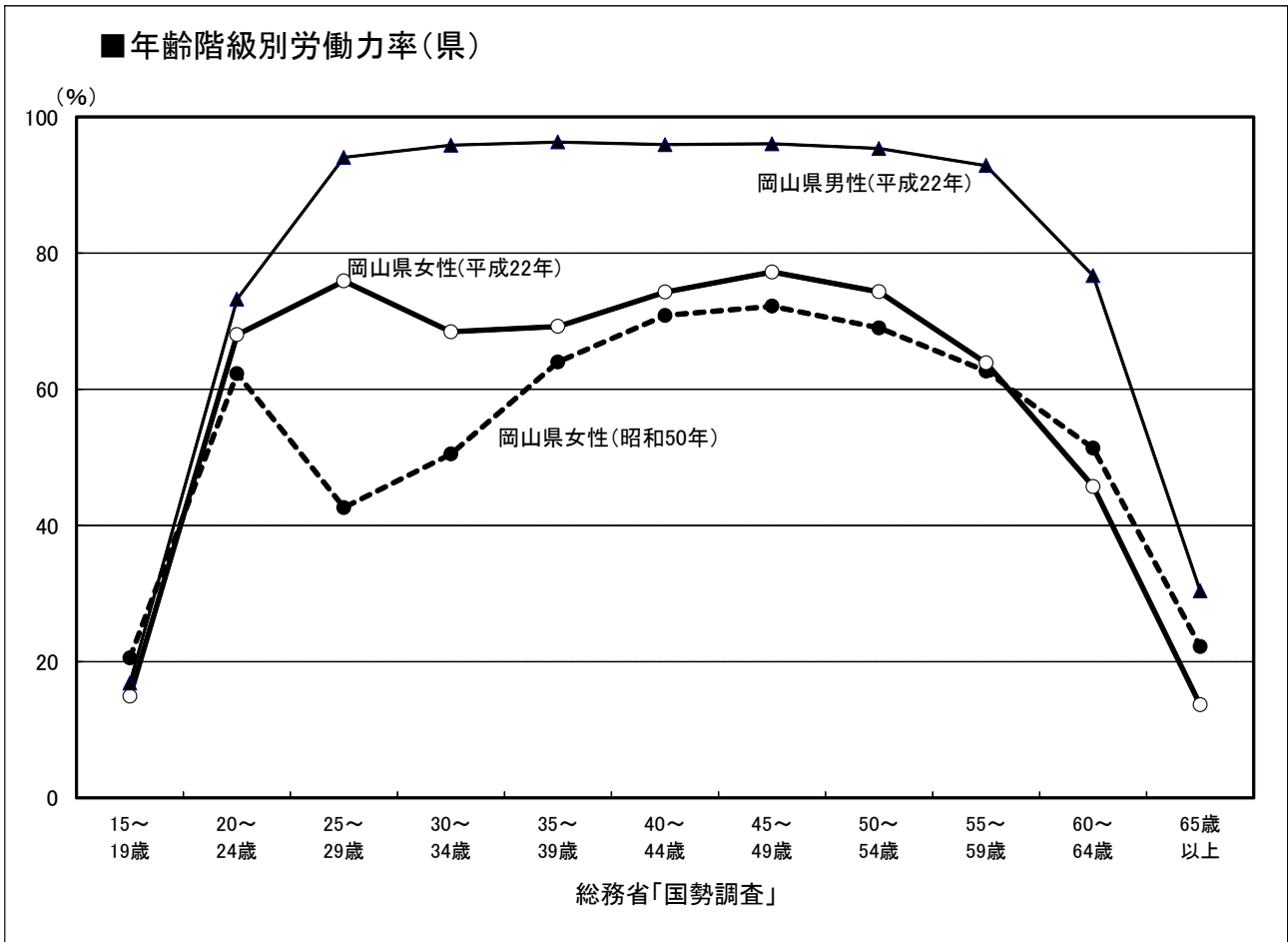
男性も女性も、あらゆる世代の誰もが、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動、ボランティアなどさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開できるようになると、仕事も仕事以外の生活も充実し、好循環が生まれ、ひいては社会全体の活性化につながります。

誰もが仕事と生活の調和を実現し、いきいきと暮らすためには、家事、育児、介護などに男女が共に取り組むことが必要ですが、育児・介護休業法などによる制度や環境の整備は進んできたものの、出産や育児を機にやむなく離職する女性も依然として多く、女性の負担が大きいのが現状です。

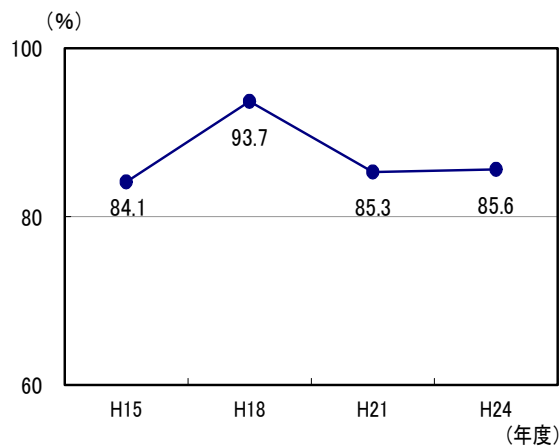
また、男性は、長時間労働を前提とした働き方によって仕事中心とならざるを得ない

ため、家庭や地域活動に関われないことが多い状況です。

仕事と生活の調和の実現のためには、行政だけでなく、事業者・労働者などが一体となって、その考え方や意義を広め、社会的気運を盛り上げていくことも重要です。

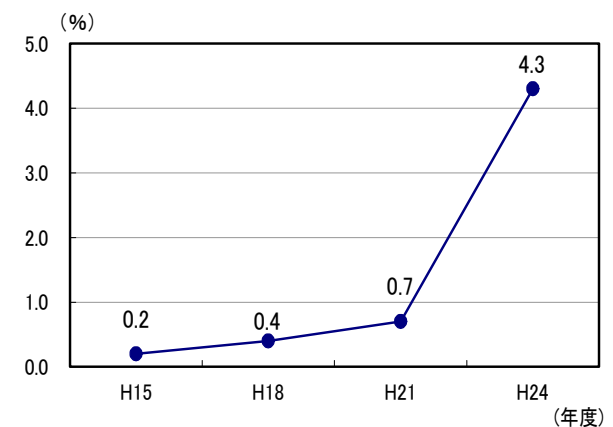


### ■ 女性の育児休業取得率



平成15、18年度：岡山県労務管理等実態調査(各年度9月30日現在)  
 平成21年度：岡山県仕事と家庭の両立支援に関する調査(平成21年12月1日現在)  
 平成24年度：岡山県仕事と家庭の両立支援に関する調査(平成24年10月1日現在)

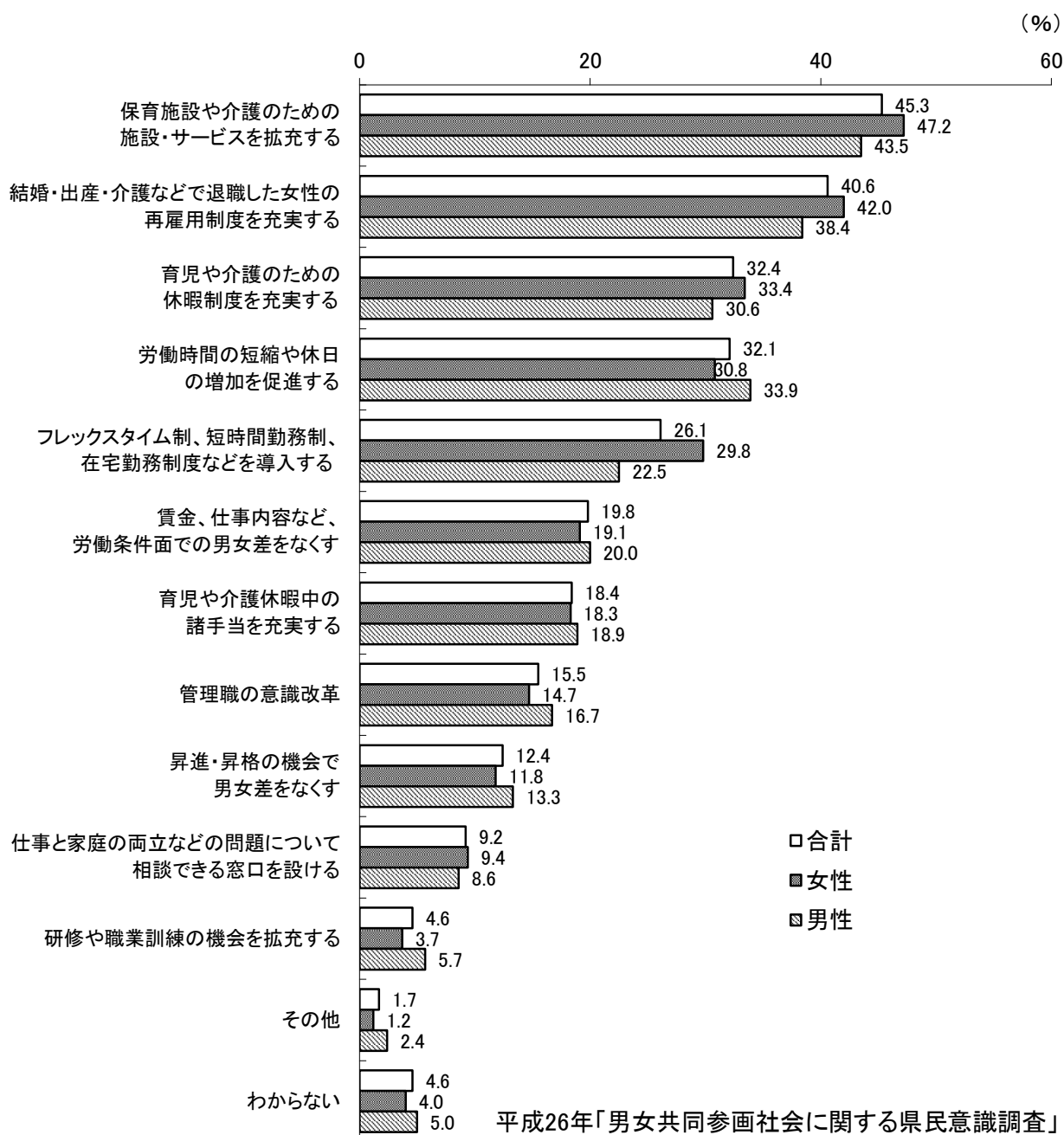
### ■ 男性の育児休業取得率



平成15、18年度：岡山県労務管理等実態調査(各年度9月30日現在)  
 平成21年度：岡山県仕事と家庭の両立支援に関する調査(平成21年12月1日現在)  
 平成24年度：岡山県仕事と家庭の両立支援に関する調査(平成24年10月1日現在)

■男女が共に「仕事と生活の調和」を図るため必要なこと

Q.男女が共に「仕事と生活の調和」を図るためには、どのような条件整備が必要であると思います



数値目標		策定時	目標値
育児休業取得率	女性	85.6% (H24)	90.0% (H30)
	男性	4.3% (H24)	8.0% (H30)
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数		572箇所 (H27.10)	750箇所 (H32)

## ＜施策の方向＞

### ① 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

#### 推進する施策

- ◇ 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇ 男性の働き方の見直しを促進するための講座の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 県の職場における育児休業・介護休業を取得しやすく復帰しやすい環境の整備〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕
- ◇ 県の職場における育児短時間勤務・早出遅出勤務など、働きながら育児をしやすい環境の整備〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課〕
- ◇ 男性職員の子育て参加促進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課〕
- ◇ ITインフラを活用した医療・教育・地域づくり等、県民に身近な分野での情報化促進〔県民生活部 情報政策課〕
- ◇ 院内保育を実施する病院等に対する助成〔保健福祉部 医療推進課〕
- ◇ おかやま子育て応援宣言企業の登録及び表彰〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ イクボスの取組推進〔保健福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕
- ◇ 特別保育事業（休日保育、延長保育、病児保育等）の推進〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 待機児童解消に向けた保育所の整備等の推進〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 放課後児童クラブの運営支援〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 事業主等に対する育児・介護休業制度の周知・啓発等〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 市町村が実施するファミリー・サポート・センターの運営支援〔産業労働部 労働雇用政策課〕

### ② 多様なライフコースに対応した子育て・介護支援体制の充実や環境整備

#### 推進する施策

- ◇ 愛育委員会による育成支援や、地域全体で育児支援する地域づくりの推進〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 認知症高齢者に関する早期診断・早期対応、研修体制の充実、家族介護者に対する支援や普及啓発等〔保健福祉部 健康推進課〕〔再掲〕
- ◇ 子どもの健康問題を早期発見、早期対応するための相談〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 子育てサークルの支援や育児相談ができるおかやま地域子育て支援拠点の設置を進め、地域子育て力を向上〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 「子育て大学・地域ふれあい事業」による子育て支援〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 一時預かり事業（保育）の推進〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 岡山県はたらくパパたちの育休等奨励金制度の実施〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 地域包括ケアシステムの構築の支援〔保健福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇ 在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上に向けた市町村支援〔保健福祉部 長寿社

会課] [再掲]

◇ 医療・介護の連携 [保健福祉部 長寿社会課] [再掲]

◇ 介護基盤の整備推進 [保健福祉部 長寿社会課] [再掲]

◇ 高齢者等が円滑に入居できる賃貸住宅についての情報提供 [土木部都市局 住宅課] [再掲]

### ③ 社会的気運の醸成

#### 推進する施策

◇ 男女共同参画の視点を導入した入札参加資格制度の実施 [全部局] [再掲]

◇ 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等 [県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター、産業労働部 労働雇用政策課] [再掲]

◇ 男性向けの広報・啓発活動の実施 [県民生活部 男女共同参画青少年課] [再掲]

◇ 男女共同参画社会への積極的な取組に対する顕彰制度 [県民生活部 男女共同参画青少年課] [再掲]

◇ 県民みんなで子育てをする気運の醸成を図るため、「おぎゃっと21」等のイベントの実施 [保健福祉部 子ども未来課]

◇ おかやま子育て応援宣言企業の登録及び表彰 [保健福祉部 子ども未来課] [再掲]

◇ イクボスの取組推進 [保健福祉部 子ども未来課] [再掲]

◇ 家庭教育における男女協力や地域活動の重要性の啓発 [教育庁 生涯学習課]



## 第5章 計画の総合的な推進

### 男女が共に輝くおかやまづくり

男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現

#### 県民の役割

県民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を正しく理解し、その実現に向け、職場、学校、地域、家庭などあらゆる場を通して、主体的、積極的に取り組むことが求められています。

性別による差別的取扱いをやめたり、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行を改善するなど、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

#### ボランティア・NPOの役割

男女共同参画社会を実現するためには、さまざまな分野で活躍している、ボランティアやNPOの果たす役割が重要です。

男女共同参画の視点を持って自主的な取組を行い、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

#### 事業者・企業の役割

誰もがその個性と能力を十分に発揮して、生き生きと働くことができる男女共同参画社会を実現するためには、事業者・企業の果たす役割が重要です。

仕事と生活の調和の実現や、多様な視点を持つ人材の活用などにより、男女が共に参画できる環境を整備することは、それぞれの事業者・企業はもちろん、日本の社会・経済の活性化につながります。積極的に男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

## 県の役割

「男女が共に輝くおかやまづくりの推進」を生き生きプランの「生きがい・元気づくり支援プログラム」における推進施策の一つと位置づけ、全庁的な推進体制により第4次おかやまウィズプランを着実に推進し、適切な進行管理を行います。

各種施策の実施にあたっては、男女共同参画を推進するための総合拠点施設である男女共同参画推進センター（ウィズセンター）を中心に、県民、ボランティア・NPOや事業者・企業などさまざまな主体と協働して、総合的かつ効果的に推進します。

## 市町村との連携

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な自治体である市町村の果たす役割は重要です。また、活力あふれる地域社会は、男女共同参画なくしてありえません。

このため、市町村との連携を図るとともに、市町村の男女共同参画計画の策定やDV対策などを積極的に支援し、地域に根差した取組を促進します。

## 第4次おかやまウィズプラン（仮称）素案に対する意見について

- 1 募集期間 平成27年11月13日（金）～平成27年12月14日（月）
- 2 周知方法 県民局等県有施設に備付け、プレス発表、県ホームページへの掲載、ウィズセンター登録170団体、NPO登録団体約70団体、市町村、過去の男女共同参画リーダー養成講座修了者約30名に送付。

### 3 意見の件数等

- (1) 件数 62件（個人：13人 60件、1団体 2件）
- (2) 提出方法 メール等 6件、FAX・郵送 8件 計 14件
- (3) 個人内訳

	30代	40代	50代	60代 以上	計	住 所
男性	1人	1人	2人	1人	5人	岡山市、倉敷市、玉野市、 浅口市
女性	1人	1人	1人	5人	8人	岡山市、倉敷市、津山市、 備前市、赤磐市、真庭市
計	2人	2人	3人	6人	13人	

### 4 寄せられた主なご意見

- (1) 本県における男女共同参画の現状と課題（第2章）
- ・ 「育児・介護など」とあるが、家庭生活は、家事、看護も重要であるため、「家事・育児・看護・介護など」と明記すべき。
  - ・ 女性の割合が低い「自治会長」は、地域住民と女性の両方の意識改革が必要だ。
  - ・ 6次産業分野には女性が関わっていることが多い。女性が農業委員として出られる仕組づくりが必要だ。
  - ・ 交際相手からの暴力も問題との実態を踏まえ、20、30代の意識改革を進める啓発が必要だ。
- (2) 基本目標 I 男女共同参画社会の基盤づくり（第4章）
- ・ 県民意識調査の各分野・社会全体における男女の地位の平等意識についての設問で、職場の男性優位は理解できるが、家庭でも男性優位という結果には驚いた。
  - ・ 男女平等意識は高校生からでは遅い。高校生よりも若い、小学生から始めてはどうか。

- ・ 男性の育児参加は、良い気運だ。人の意識を変えていくことは非常に時間がかかるため、男性の育児参加に対する意識改革のための事業は、10年単位で施策を進めていただきたい。
- (3) 基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築（第4章）
- ・ 4段落1行目、「交際相手からの暴力（デートDV）」とあるが、交際相手からの暴力は、ストーカー、性犯罪も多々あるので、「(デートDVなど)」とすべき。
  - ・ 「性差」という言葉について、「〇〇差」というのは、優劣を連想しやすいのではないか。「性別による違い」としてはどうか。
- (4) 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり（第4章）
- ・ セクハラやマタハラ、マタハラなどの問題について、記載されていない。しっかりと記載すべき。
  - ・ 復職した女性医師数について、現況値は77人であり、かなりの女性が復職していると考えられる。復帰の研修等も必要だろうが、この状態で努力を続けてほしい。
  - ・ 「男性の育児休業取得率」は、4.3%であるが、「育休がとれない、とりにくい」理由の把握と、「育休をとれる職場環境づくり」への意識改革と施策が必要だ。男性、女性、事業者への動機付けはそれぞれ違ふと考える。

## 第4次おかやまウィズプラン（仮称）素案に対する意見について

- 1 募集期間 平成27年11月13日（金）～平成27年12月14日（月）
- 2 周知方法 県民局等県有施設に備付け、プレス発表、県ホームページへの掲載、男女共同参画推進関係団体約240団体、市町村、過去の男女共同参画リーダー養成講座修了者約30名に送付。

### 3 意見の件数等

- (1) 件数 62件（個人：13人 60件、1団体 2件）
- (2) 個人内訳

	30代	40代	50代	60代 以上	計	住 所
男性	1人	1人	2人	1人	5人	岡山市、倉敷市、玉野市、浅口市
女性	1人	1人	1人	5人	8人	岡山市、倉敷市、津山市、備前市、赤磐市、真庭市
計	2人	2人	3人	6人	13人	

### 4 寄せられた主なご意見

- (1) 全般
- ・ 目標を分かりやすく整理され、また、社会情勢など踏まえ、4つの新たな施策を追加するなど、現状の課題・分析に基づき理解しやすい充実した計画だ。（70代、男性）
- (2) 本県における男女共同参画の現状と課題（第2章）
- ・ 「育児・介護など」とあるが、家庭生活は、家事、看護も重要であるため、「家事・育児・看護・介護など」と明記すべき。（60代、女性）
  - ・ 女性の割合が低い「自治会長」は、地域住民と女性の両方の意識改革が必要だ。（70代、女性）
  - ・ 6次産業分野には女性が関わっていることが多い。女性が農業委員として出られる仕組づくりが必要だ。（70代、女性）
  - ・ 交際相手からの暴力も問題との実態を踏まえ、20、30代の意識改革を進める啓発が必要だ。（70代、女性）

(3) 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり（第4章）

- ・ 県民意識調査の各分野・社会全体における男女の地位の平等意識についての設問で、職場の男性優位は理解できるが、家庭でも男性優位という結果には驚いた。(40代、女性)
- ・ 男女平等意識は高校生からでは遅い。高校生よりも若い、小学生から始めてはどうか。(30代、男性)
- ・ 男性の育児参加は、良い気運だ。人の意識を変えていくことは非常に時間がかかるため、男性の育児参加に対する意識改革のための事業は、10年単位で施策を進めていただきたい。(40代、男性)

(4) 基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築（第4章）

- ・ 4段落1行目、「交際相手からの暴力（デートDV）」とあるが、交際相手からの暴力は、ストーカー、性犯罪も多々あるので、「(デートDVなど)」とすべき。(60代、女性)
- ・ 「性差」という言葉について、「〇〇差」というのは、優劣を連想しやすいのではないか。「性別による違い」としてはどうか。(60代、女性)

(5) 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり（第4章）

- ・ セクハラやパワハラ、マタハラなどの問題について、記載されていない。しっかりと記載すべき。(30代、女性)
- ・ 復職した女性医師数について、現況値は77人であり、かなりの女性が復職していると考えられる。復帰の研修等も必要だろうが、この状態で努力を続けてほしい。(70代、女性)
- ・ 子育て中の母親が就職するために、企業の情報を手に入れることができる仕組みが必要だ。(50代、女性)
- ・ 「男性の育児休業取得率」は、4.3%であるが、「育休がとれない、とりにくい」理由の把握と、「育休をとれる職場環境づくり」への意識改革と施策が必要だ。男性、女性、事業者への動機付けはそれぞれ違うと考える。(70代、女性)

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。

そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

## 基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

## 事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差  
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
- 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

## 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

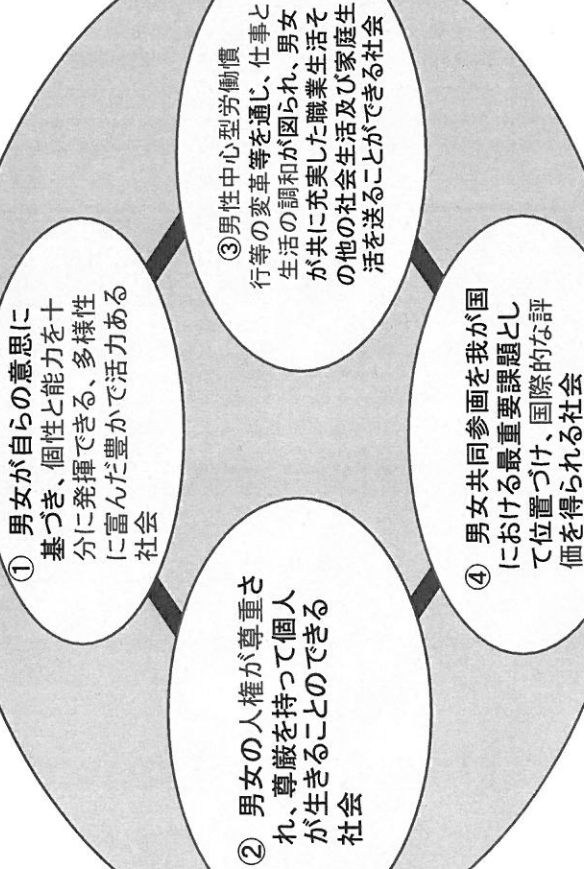
- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

## その他

- 平成27年9月4日施行(事業主行動計画の策定は、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

# 第4次男女共同参画基本計画(概要)①(案)

## 目指すべき社会



## 4次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らしかつからの見直し型労働慣行(注)等を変革し、男性中心型労働慣行(注)等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面に於ける施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

(注)大量生産を可能とする工業化に対応しやすいものとして、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方、家計補助的な非正規雇用などを特徴とする既婚女性の働き方

## 政策領域目標一覧

I あらゆる分野における女性の活躍(第1~5分野)	
国家公務員の女性登用	本省課室長相当職に占める女性の割合 7% (平成32年度末) 係長相当職(本省)に占める女性の割合 30% (平成32年度末)
地方公務員の女性登用	都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合 15% (20%) (平成32年度末) 都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合 30% (35%) (平成32年度末)
民間企業の女性登用	課長相当職に占める女性の割合 15% (平成32年) 係長相当職に占める女性の割合 25% (平成32年)
25歳から44歳までの女性の就業率	76% (平成32年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5.0% (平成32年)
男性の育児休業取得率	国家公務員 13% (平成32年) 地方公務員 13% (平成32年) 民間企業 13% (平成32年)

注:政策領域目標とは、計画の効果的な推進、実効性あるフォローアップを行う観点から、重点的に監視・評価すべき目標として設定したものである

## II 安全・安心な暮らしの実現(第6~8分野)

健康寿命(男女別)	健康寿命を1歳以上延伸 男性70.42歳→71.42歳、女性73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	各都道府県に最低1か所(平成32年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	前年度以上(毎年度)
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(第9~12分野)	
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男女とも100% (平成32年)
待機児童数	解消をめざす(平成29年度末)
大学学部段階修了者の男女割合	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める(平成32年)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	30% (平成32年)
IV 推進体制の整備・強化	
男女共同参画計画の策定率(市町村)	市区:100% 町村:70% (平成32年)



# 第4次男女共同参画基本計画(概要)②(案)

<p>政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍</p>	<p>① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 ② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事の調和 ④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進 ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援 ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方等の改革(長時間労働削減などの働き方改革、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備)</li> <li>男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正</li> <li>女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)</li> <li>「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進</li> <li>政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大</li> <li>各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大</li> <li>M字カーブ解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現</li> <li>均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正</li> <li>非正規の処遇改善、再就職・起業支援等</li> <li>地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備</li> <li>農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備</li> <li>女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備</li> <li>女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成</li> <li>生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産に係る健康支援</li> <li>医療分野における女性の参画拡大</li> </ul>
<p>政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現</p>	<p>⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策</li> <li>貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立)</li> <li>高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備</li> </ul>
<p>政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</p>	<p>⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討</li> <li>育児・介護の支援基盤の整備</li> <li>国民的広がりを持った広報・啓発の展開</li> <li>男女共同参画等の教育・学習の機会の充実</li> <li>防災施策への男女共同参画の視点の導入</li> <li>東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入・国際的な防災協力</li> <li>女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応</li> <li>男女共同参画に関する分野における国際的なリサーチの発信</li> </ul>
<p>IV 推進体制の整備・強化</p>	<p>・ 国内本部機構の強化、男女共同参画の取組への支援 ・ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内本部機構の強化、男女共同参画の取組への支援</li> <li>地方公共団体や民間団体等における取組への支援</li> </ul>